

第10日目（3月14日）

議長（松原良道君） 延会前に引続き本会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。

なお、助役より公務出張のため午前中欠席、議会議務局長より家事都合により欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

議長 本日の日程は一般質問といたします。一般質問に先立ち、南魚沼市表彰条例に基づく表彰式を行います。表彰式の進行は総務課長が行います。

総務課長 ただ今より市長の先導によりまして、関 榮一様が入場いたしますので、拍手をもってお迎え願いたいと思います。

（被表彰者入場）

（拍手）

総務課長 市長より挨拶ならびに関 榮一様のご紹介を申し上げます。

市長 おはようございます。それでは表彰式に臨みまして、関 榮一さんのご紹介をかねてご挨拶を申し上げます。

関さんはご承知のとおりわが南魚沼市内で電気工事業を営んでおられ、そちらの分野でも官民を問わず多大なご貢献をいただいているところであります。関さんは生業を営むかたわら、地域の発展はもとより地域の歴史、文化の保存・伝承や歴史的公園施設等の整備に大いに理解を示され、郷土の英雄であります上杉景勝、直江兼継両公を次代に語り継ぐために労苦をいとわず、さまざまな活動の先頭に立たれるとともに、種々のご尽力をいただきその功績は枚挙にいとまがありません。

そのような中で合併前の六日町時代平成11年7月9日に坂戸の銭淵公園内にしだれ桜の苗木100本、植栽工事に要する費用これらも含め、当時の時価で380万円相当のご寄付をいただいたところであります。そのご功績によりまして平成12年6月の六日町議会で六日町表彰条例に基づく表彰をさせていただいたところであります。

また、関さんは教育文化の交流発展と情操教育の一助になればと、このご厚志によりまして平成17年11月6日に市立後山小学校に高額なグランドピアノをご寄贈いただきました。さらに六日町中央商店街共同組合理事長などの要職を歴任され、市の商工業の発展に多大なご尽力をたまわったご功績により平成15年11月に新潟県知事表彰を受賞されたところであります。

そして去る3月6日には坂戸城跡の整備費用にあてていただきたいとのご厚志により、市に1,500万円のご寄付をいただいたところであります。本日はそのご功績によりまして南魚沼市表彰条例に基づく表彰を行わせていただくものであります。なお、南魚沼市の表彰条例に基づく表彰は関さんが今回初めてであります。第1号となるところでありますので、この点もあわせてご報告を申し上げさせていただきます。

市では関さんからいただきましたこのご厚情をむだにすることなく、南魚沼市が生んだ2人の英雄を次代に語り継ぐための歴史的施設の整備保存とともに、市民の皆様の憩いの場となるべく大切かつ有効にこの浄財を活用させていただきたいと存じております。

このように当市の発展と歴史文化の保存伝承のためにご寄付されることは、誠に殊勝な行為であり、市長といたしましては高いところからではありますけれども衷心より感謝の意を表するものでございます。本当にありがとうございました。(拍手)

関さんにおかれましては今後とも健康に十分ご留意いただきまして、そしてわれわれ後輩のまたご指導をいただくとともに、さらに南魚沼市発展のためにご指導たまわればありがたいと考えるところであります。

本日はお忙しい中を表彰式においでいただきまして、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げご紹介とご挨拶にかえさせていただきます。たいへんありがとうございました。

(拍手)

総務課長 続きまして表彰状と記念品の贈呈を行います。では、関 榮一さん前の方にお願いいたします。

市長 表彰状、関 榮一殿。あなたは当市の発展と歴史文化の保存継承に深い理解をもって公益のため高額の寄付をなされました。よってその篤功をたたえ、南魚沼市表彰条例に基づき記念品を贈り表彰します。平成19年3月14日。南魚沼市長 井口一郎。

大変ありがとうございました。

(拍手)

総務課長 松原議長より祝辞を申し上げます。

議長 ただいま、南魚沼市表彰条例にもとづき篤功表彰をお受けになった関 榮一さんに対し、南魚沼市議会を代表いたしましてお祝いの言葉を申し上げます。

先ほど市長からのご紹介のとおり関さんにおかれましては、日頃何かと市政に対しご指導、ご協力を賜っておりますが、さらにこのたび坂戸城跡の保存整備に当たって欲しいと1,500万円もの多額なご寄付をいただきました。私達の祖先によって守り、伝えられてきた国の重要文化財史跡である坂戸城跡は、南魚沼市のみならず日本にとっても貴重な財産であり、この地方の歴史と文化を正しく理解するために、欠くことのできないものであります。

この貴重な史跡を保存し後世に引き継いでいくことは、私達の責任であります。御多分に漏れず文化財に対する国あるいは地方の予算は財政難の折り、必ずしも十分とはいえません。このような中で坂戸城跡の保存、整備に対し多額のご浄財を賜り、衷心より厚く御礼申しあげますとともに、このご厚志お報いすることが出来ますよう議会といたしましても、なお一層の努力をしてみたいと思っております。

また関さんにおかれましては、平成12年銭淵公園のしだれ桜の植栽費として380万円のご寄付をいただいたところであります。二度にわたるご厚志に対して重ねて御礼を申しあ

げる次第であります。

気候不順の折から、関さんにはご健康にご留意をいただき、南魚沼市発展のために今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申しあげ、ここに深く敬意と感謝の意を捧げお祝いの言葉といたします。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

総務課長 それではここで関 榮一様より挨拶をいただきます。関様お願いいたします。壇上の方でお願いいたします。

(拍手)

関 榮一様 何年か前にこの場所で表彰を受けさせてもらったことがありました。その時はこのような上まであげてもらえなかったのですが、たぶん金額が多くなったので議会でもお許しになったと、こんなふうを受け止めます。ありがとうございました。

今日は議員30人に皆さんの顔を見て、本当に私より歳をとった人はもういなくなったなど、つくづく若いエネルギーをぐっと感じた次第です。大変でしょうけれども、議員の皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

また、井口一郎市長さんを始めとして、市役所の合併によって大和、塩沢そして六日町の皆さんが一堂に会して役員の皆さんが大変なお難儀になっていることは、新聞紙上に夕張の向こうを張ったなんていうことまで出ていて大変だと思いますが、どうぞひとつよろしくお願いいたします。微力ながら私も精一杯市に尽くしていきたいと思っております。

今より78年前に六日町に生を受け、それ以後78年どこにも行きません。たまに愛妻と2人でヨーロッパとか、なんだとかかんだとかよそへ行きますが、それはほんの一時出てくるだけでほとんど六日町を基点に遊びに行ってくる程度でございます。

このたび私がお金をすることになったことは、当社の社員一同が「良いことですね」と、こんな話を2年前に結婚式をやった際に言ってくれました。その一言はこんな一言でした。「せっかく社長が、要するに76年間精一杯全力投球をやってきた。そして娘を嫁にくれてしまって真ん中をうろぬいでしまったので人の倍、社長をしておりますが、いい加減にもうそろっと座を引いてもらってもいいようになるには、2代目が会社に入ってもらうのが一番大事です」と。「その記念に大勢の皆さんから何百人も来てもらった皆さんのお手持ちをそっくり町に寄付するということは、大変良いことですね」と。そんな話を実は祝言の前に話したことを、市長さんにたまたま2年前の結婚式の時、酔った勢いでちょっと話をさせていただきましたことが、まだ忘れないでちゃんと総務課長さんを通じてお話がありました。嬉しいやら、ちょっと2年も経つと忘れ気味で、たまたまそのお金は家内がそっくり、「私が持っております」と言って家内の名義にして定期にしておきました。家内がだめだと言えばこの目的は達し得なかったのですけれども。私の、こういうときこそ愛妻と言いたいです。家内のおかげで1,300万円か1,200万円定期にしているのを、「足りない分は私が補てんしますよ」と。「なあに、お前から貰わなくてそのくらいの金は俺だって持っている」と思ったけれど、家内がそう言ってくれますと非常に嬉しくて1500万円を即、その翌日、

市役所へ持ってきたというのが実情でございます。そばに置けば皆使ってしまう可能性がある
ので、家内にけつを押されてされて1,500万円持ってきたのが実情です。

私も相当観光に精一杯今まで一緒になってやってまいりました。これからの商工観光に、
まちのためになることであれば、これからも尽くして行きたいと思っておりますが、どうぞ
ひとつ議会の皆様、南魚沼市がより良いかたちになりますように乞い願って、私の挨拶にか
えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

総務課長　ここで市長の先導で関　榮一様が退場されますので、拍手でお送りいただき
たいと思います。たいへんありがとうございました。

(被表彰者退場)

(拍手)

議　　長　　以上で表彰式を終わります。

議　　長　　暫時休憩といたします。

(午前9時46分)

議　　長　　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

なお、収入役より公務のため、午前中欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前10時03分)

議　　長　　一般質問を続行いたします。質問順位16番、議席番号26番・阿部俊夫
君。

阿部俊夫君　おはようございます。先ほどの特功表彰で大勢の皆さんいらっしゃいまし
たが、一人もいなくなりましたけれども。

財政再建5ヶ年計画の今後の見通しについて

それでは通告にしたがいまして、一般質問を行います、というところなのですが、
一昨日来、本当に大勢の皆さんから財政の問題については質問が出されました。市長からも
細かく懇切丁寧な答弁がありまして、通告の際に自分で考えていたようなことは、みんなや
っていただいたことになってしまいました。

全ての質問には、全て財政が絡む。これは当然ですけれども、これほど多くの議員の皆さ
ん方が財政を直接名指しで通告するというのも初めてで、めずらしい気がいたします。私
の後からも、何人かの議員がまたこの財政問題を取り上げますが、一定例会にこれだけ大勢
の、9人も10人も皆さんが質問するということは記憶にありません。それだけこの財政
問題は、全国的な傾向ですけれども他の自治体のみならず、またわが南魚沼市にとっても、
厳しい深刻な問題だということでもあります。

財政のみに絞って1点しか今回通告をしませんでした。非常に後悔をしておりますが、し
かたがありません。財政のミクロの部分はいろいろ議論されてきましたので、もう繰り返し
ません。大ざっぱな質問になるかと思っておりますけれども、大ざっぱに聞いていただきたいと、
こう思います。

それぞれの議員からお話があったように、市長の財政再建5ヶ年計画の提示から1年3カ月、予算の編成は今回2回目ということになりました。施政方針の中でも、厳しい財政状況を認識して、引き続き経常経費の節減、投資的経費の抑制、収入の確保、これもいろいろ議論ありましたが、これを重点にしながら、特に子育て支援事業、乳幼児の医療費助成事業、教育環境の整備、その関連施設の教育設備、教育関係の整備事業に重点的に取り組む決意のほどを述べております。

少子化問題は日本の国としても、非常に深刻な、大変な問題です。このまま出生率が1.2のままで推移をすると、シミュレーションで何百年だか先には日本人は一人になってしまふ。テレビでそんな議論をしているのを聞いたことがありました。

そういったことで、この問題はそういった点では市長が力を入れておるということは非常に評価をしたいと思います。本定例会冒頭にも、牧野議員からお2人目のお嬢さんがお生まれになったということで報告がありましたけれども、若い議員の皆さんが大勢おられますので、そういった報告が定例会のたびに度々聞かれるようであれば、大変ありがたいことだと、こんなふうに思います。

一昨年になりますか、紀宮様が結婚されたり、また秋篠宮家では秋篠宮様ご自身以来となる42年ぶりですか、皇室に男子が誕生したというようなことでこれも話題になりました。そういったことが後押ししたのか、また経済的なやはり後押しがあった、景気の動向とも絡んでのことでありましょけれども、出生率が1.3台に上昇した。非常に喜ばしいこともありました。

また柳沢厚生労働大臣が、女性は産む機械だと、こういった発言をして国会が大騒ぎになってしまった。そんなこともありますが、要は国においても、またもちろんわが南魚沼市においても、将来を担う子どもたちを育てる事業には、一番力を注いでいかなければならないということです。具体的な内容もいろいろ議論されましたけれども、市長が非常に力を入れたということで、この点はその予算編成の基本姿勢を高く評価をしておきたいと思います。

しかしながら気になるのは、やはり昨今の厳しい財政状況であります。今定例会に提案される19年度予算案は、明日から実質審議が始まるわけですがけれども、281億9,000万円。本年度、18年度から6.7パーセント伸びということ。現在のこの厳しい財政環境の中では、私は他の自治体と比較しても非常に大きな伸びだというふうを感じるわけですがけれども。

そのうえこの後はすぐに、2年～3年のうちに消防庁舎、斎場の建設、そして学校施設を中心としたまだ残っている耐震補強工事の問題。予算はさらに大きくなるというふうに予想されます。また、市長は市政方針でも、一般質問の答弁でも、財政再建計画策定後に実質公債費比率の新たな概念も発生した。また広域連合の吸収といろいろな問題が発生しているので、財政のシミュレーションは新年度、再試算をする必要がある、というふうに述べております。

まず第1点、市長にお伺いします。再試算の結果によっては財政再建計画も大幅な見直しが必要になってくると予想されますが、この厳しい社会環境、こういうご時勢の中で予算は

どんどん大きくなっていく。こういう時勢に逆行するような方向にやはりなっていないかざるを得なくなっている。この点についてどのように考えておられるのか、まず第1点お伺いします。

次に第2点。今年度の6.7パーセントの伸びについて。これは縁故債、選挙の関係、あるいは学校関係等のいろいろな建設事業等もあって、内容を見るとこれはいたしかたないという気もしますが、他の市町村と比較してはどうなっているか。

他の自治体もやはり同じようにいろいろな事情があって、やはり条件もいろいろ抱えているはずです。予算編成にあたってそういったことを考えながら、よそでも同じような条件で予算編成をされると思われましても、そうした中でこの伸び率、6.7パーセントを他の市町村と比較した場合、どんなふうになっているのか。そんなことも今、予算編成の時期ですから、一斉に予算がどんどん上がっているわけですから、そんなことをやっている暇はなかったということであれば結構ですけれども、比較があったら教えていただきたい。

昨年の6月に北海道の夕張市、これは財政破綻問題が表面化して以来、連日マスコミで取り上げられ、最近では自治体の破綻ということが特に現実味を帯びてきたようになってきました。一連の財政再建5ヶ年計画、公債費負担適正化10ヶ年のこの計画をはじめ、多岐にわたる厳しい財政状況を見るときに、わが南魚沼市も再建団体になるのではないかなと、そんな気がしなくもありません。

いっそのこと今苦しんで借金を、再建してきれいにすれば、将来の若い世代には負担や迷惑をかけないですむ。そんなことを思うことがありますけれども、第3点として、市長、あなたはそういったことを考えたことはありませんか。

昨日か一昨日の答弁で、気が小さいから心配で眠れないこともあるというようなことも、冗談かどうかおっしゃってございましたけれども、最高責任者として、冗談ではなくて本当に今の財政状況というものは心配だと思います。後世へ確実にやはり負担を残す。そういったことの心境を、お聞かせいただけたらお願いをしたいと思います。

過去を振り返ってみると、自治体の財政破綻は今に始まったことではありません。過去、今から30年くらい間に、全国で16の自治体が再建団体になっている。県内でも中条町

旧六日町よりも人口はちょっと多い、3万くらいあったかと思うのですけれども、中条町でも人件費の問題で再建団体になったことがありました。昭和51年から53年。

最近では九州の赤池町が平成3年から12年まで10年かけて建て直しをした。赤池町も夕張と同じように炭鉱の町だった。実に過去16年の間に福岡県というところで6つも、やはり炭鉱の関係もあるのでしょうかけれども、6つも集中をして再建団体になっている。これはまた特異なケースですけれども。

今回の夕張市の北海道でも非常にそういう点では、財政破綻の予備軍が集中している。全国1,819ですか、の自治体の中で一番悪い方から100番目に北海道だけで26も入っている、26パーセント。歌志内市というところは40.6パーセントだそうです。それから上砂川町というところでは36パーセント。1位、2位が北海道。財政再建団体になった夕張

市よりも数字のうえで比べてみると、7つもそういった実質再建公債費率が悪いところがある。

ちなみに23.4パーセント、南魚沼市は全国で58番目ということだそうです。数字だけでは決められないということですが、ひとつの指針になることは、これは間違いありません。県内ワーストワンというような活字が載るから、余計市民も心配をするわけですが、実際にやはり相当厳しい認識で臨まないといけないのではないかなと思います。

再建団体入りするとどうなるのか。気になるところですが、今回、一番波紋と議論のきっかけになった夕張市。今月3月6日に総務大臣から再建団体へのちゃんと指定を受けて、団体に移行しました。

市民の負担やあるいはサービスというのが気になりますけれども、負担を見てもこれはいしたことはないと思います。個人市民税の均等割、所得割、固定資産税などもそんなに変わりもない。軽自動車税、入湯税 入湯税は新設したけれども、南魚沼市よりも安い。宿泊で150円だそうです。その他、公共使用料、ごみ収集の有料化などのきなみ負担は増えてはいますけれども、負担は我々と比較をしてもそれほどでもないという感じがいたします。固定資産税率などもやはりそんなではないですね。そういったものを見てもあれですが。

国がやはり、最初は国の指導でもって赤字をとにかく帳尻あわせで、厳しく最優先にしていたのだそうですけれども、マスコミでこれほど騒がれてそうしたら世論が騒いだ。世論の同情が集まったら、今度は国は財政支援をする。そんなことで地元住民の負担が軽くなったと、こういうことでした。

世論は大事だということがこれでもわかりますけれども、一方市民のサービスの低下はどうかということは大変です。病院は170床強の総合病院がわずか17床になる。これはひどいと思います。昨日、笛木議員が憲法25条の理念である、健康で文化的な生活が保障されない、というお話しがありましたけれども、保険証があってもここでは病院がない。そういう状況であります。市民の健康を放棄される。

市の連絡所5カ所は全て廃止だ。これはやはり車の免許を持たない人やお年寄りには大変なことです。それから学校は中学校4校が1校になる。小学校7校は検討中、新年度に検討するということですが、我々もずっと政治に関わってから、学校の統合問題には政治家は係わりあいになってはならないと言われております。それくらい大きな問題で、やはり市長も過去にそういった学校統合を見てきたわけですから、それはおわかりでしょうけれども、とにかく否応なしにそういう統合をする。

その他いろいろなあれがありますけれども、各種団体の補助金はほとんど廃止。商工会は760万円の補助金があったのがゼロになる、なくなる。昨年からは市長もおもいきって補助金を各種団体10パーセントカットということを進めてきましたけれども、10パーセントなんてものではないですね。

本当にこういうことを見ると、手をあげて赤字再建団体になって、いっそ将来のことを考

えたらゼロにしてしまって、とにかく今、苦労した方がいいのではないかというようなことを考えますが、現実にそういうことになると、やはり市長はそういうわけにはならないという、そちらの方が強くなるのでしょうけれども、先ほど言ったようにそれを聞かせてください。

夕張市の場合には再建団体の認可を受けるために、とにかく市民サービスの大幅低下、こういったことにはそういう選択をせざるを得なかった。覚悟してせざるを得なかった。しかしながらこれだけやっても市の職員はこれから半分になる。半身になる。

それから何よりもやはりマスコミでも言われているように、人口がどんどん減少化傾向。353億円もの借金をこんな人口が減る中で本当に18年間でなど返せるのかなと、我々はそんな気がいたしますけれども、50年経っても100年経っても、というような私は気がいたします。

国のエネルギー政策そのものがやはり炭鉱の町の人口を、九州などでもそうですけれども、そういったことが大きくなっていますけれども。ではこれが特異なケースかということ、そうでもない。今、借金返済額の割合は18パーセントということがラインとして問題になっておりますけれども、破綻のおそれがあると見られる18パーセント以上の数字の市町村が全国でなんと418もある。財政破綻の問題は、これはわが市もそうですけれども、全国どこで出てきてもおかしくない。そんな状況になっている。

この状況の大きな原因のひとつは、やはり全国の自治体に対する国の交付税の大幅な減額。わが市も昨年、一昨年、13億ですかその影響を受けたはずであります。バブルがはじけてから国は景気対策、景気浮揚のために各自治体にどんどんいろいろな事業をさせた。そしてその事業をやった借金は交付金でちゃんと補填をしますよと、そういったようなことも言ってどんどん補填をさせていまだにそれが実行されない。その積み重ねがどんどんこういうふうなことになったわけですから。

そういったことの繰り返し。破綻の大きな原因はそういったことにあるわけですが、市長も財政再建5ヶ年計画を策定して、そしてまた増えすぎた借金、市債に対して公債費負担適正化計画もちゃんと作成してもらった。行政改革大綱、あるいは集中改革プラン、まさに矢継ぎ早にいろいろな計画を示して、どう対応するのか本当に頭を悩ましておりますけれども。

今までは基金の取り崩し等でなんとかしのいできた予算編成も、基金も底をついてきた。また団塊世代の大量の退職問題もこれから本格化する。事業が山積みだ。やはりそういったことを見ると、これからの新年度に財政のシミュレーションを再試算をするということですから、その再試算を見ないと、やはり財政再建5ヶ年計画にどのような影響が出るのか。公債費負担適正化計画、これは10カ年で本当に18パーセントに落とせるのかどうか。

その内容を見なければわかりませんので、再試算というのは本当に大きな作業になると思います。大変な作業ですが、それは早めをお願いをして、また我々にも見せていただきたい。

それから第4点目。合併特例債について、あるいは優良債もあわせてお考えをお聞きします。今年度、交付税で元利償還金の70パーセントが公債費に算入されるということで、実

質公債費比率の負担軽減のためにも、財政計画の中にどうしてもやはり入れていろいろ考えておられるということですが、この合併特例債に対する、あるいは優良債に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

昨年9月でしたか、10月でしたか、南魚沼市が県下ワーストワンだというような、23.4パーセントの数字が出てから、市民の皆さんが非常にこの問題に関心を持って、そして心配をいたしました。マスコミに連日あおられて、踊らされた面も大きいわけですが、今までは自治体が破綻してしまうとか、つぶれてしまうということは普通大体考えられなかったことだと思えます。

市民からの税収は、新年度予算　これから審議するわけですが、数字はやはりある程度は税収が上がっております。税収が上がれば市民の皆さん方は、我々はこんなに働いているのに、そして税金もそれぞれ成績があがっているのに、なんでこんな数字が出てくるのだと、そういったような不満や不安があります。

実際に情報公開も進んで、一般市民の皆さん方が予算や決算だとか会計のこういった制度、それから財務の内容までだんだん理解が及んできておる。これはいいことだと思えます。しかしながら本定例会で審議する予算や、それによって執行される決算だけでは、まだなかなか、何ていいますか、理解できない面もいっぱいあると思えます。そういった点で市民に対するサービス内容の事業別予算とか、あるいは総合計画の達成状況、そういったわかりやすいかたちでこれからもやはり公開をしていただきたい。もうじき時間だそうです。

先日、市報の中にも公債費の負担適正化計画の公表について、ということを出していただきました。それと公債費の関係も市報やあるいは財政課の窓口で公表することで示しておりますけれども、非常にいいことだと思えます。厳しい、苦しい実情というものを市民の皆さん方によくやはり理解してもらおう。理解をしてもらったうえでやはり相当な協力をいただかないと、わが南魚沼市の財政再建は到底不可能なはずであります。

市長も再三の答弁の中で公開を約束してくれておりますので、できる限り簡単でやはり何よりもわかりやすいかたちで、市民の皆さんの理解を得られるような情報の公開を確認をして、以上壇上からの質問は終わらせていただきます。

市長　あらためまして、おはようございます。今日も一般質問、どうぞよろしくお願いたします。

財政再建5ヶ年計画の今後の見通しについて

阿部議員の質問にお答えいたします。財政再建5ヶ年計画の今後の見通しということになります。まず最初に全般的なことを申し上げまして、後段で今ご質問いただいた部分について具体的にお答えをさせていただきたいと思っております。

財政健全化計画実施2カ年目となったところでありまして、非常に厳しい状況の中で一応平成19年度の予算編成を終えて議会に提案をさせていただいております。6.7パーセント、約17億円伸びているということではありますが、この厳しい状況そのものは、今、阿部議員ご指摘のとおり。地方分権と税源移譲によって地方の自立を図り、そして国と地方が対等の

立場で国土と地域の発展施策を進める、としたこういううたい文句と言っては失礼ですけども、国のそういう方針によりまして、国が地方に一時期補助金を削減し、地方に借金をさせて、これは議員のおっしゃったとおり、後ほどそれぞれのところへみんな国が面倒をみるからという、こういうことに乗っかって、どんどんと投資的経費を膨らませてきた。

ところが国もご承知のように大変な借金地獄でありまして、そういう約束はほとんどほごにされて、三位一体改革というような話のなかから一方的に地方に財政負担を押し付けてきた。これが第一の原因だということは、どこの自治体もそう思っているわけでありまして。間違いないことだと思っております。

ただ、今ほど触れましたように、国も600兆円、そして地方税が167兆円という債務を抱えておるわけでありまして、これをなんとかしなければならぬという意味も含めての三位一体改革でありましたので、この部分が全くわからなくもないということでありまして。

私どもは国に対しましては更なる税源移譲、そして交付税の地方の財源確保、これはきちんと要望していかなければならないと思うところであります。交付税そのものは、やはり全国津々浦々にあります自治体の均衡ある発展というそういう意味の中で、どうしても必要な部分でありますので。もしそれをなくするというようなことでありますと、それはもう成り立たない地方も当然ですけど出てきます。税収が豊かなところは残っていくという、そういうことになりましてけれども、それではあまりにもやはり国土の均衡ある発展ということには全く乖離した現実になってしまうわけです。そういうことにはならないと思っておりますし、させてはいけないということで、地方6団体もそういうことでは頑張っているところであります。

今、内部的には組織のスリム化、それから適正な行政の守備範囲、これをきちんとつかんで効率的な行財政運営に努める、これが最重要課題でありますし、公債費負担の適正化計画につきましては、議会にもお示しいたしましたが10カ年以内に18パーセント以下になるように策定をしているというところであります。

ご質問いただいたこの計画どおりにいくかということでありましてけれども、今の段階ではとにかく計画どおりに進めるということしかお答えできませんけれども、おっしゃっていただきました19年度中にそれぞれのまた要因が出てまいりましたので、財政シミュレーションをなるべく早いうちに実施させていただいて、この作業の中で再点検をしていこうと。

このシミュレーションは極力早いうちに、作業は膨大になりますけれども、早いうちにやらせていただこうと思っております。そしてまた議会の皆さん方からそれぞれご意見をいただければと思っております。

この再試算の結果によってどうなるのかということですが、これは結果がまだ出ませんが、いわゆる例えば健全化計画を延長しなければならないとか。あるいは今の状況の中で、もっともっと削減に切り込まなければならないとか、そういう部分も出るやもわかりませんが、それはそれといたしまして、とにかく夕張 夕張が代名詞になって夕張市には申しわけないのですけれども 財政再建団体には絶対にしない。これだけはかたく誓いを立

ててやらせていただきます。そのためには、いかなる厳しいことがあろうともこれは切り抜けていかなければならないわけでありますので、市民の皆さん方への負担ということも考えなければなりませんけれども、それよりもまず内部の経費をどのくらい削減できていくのか、節減できるのか、スリム化が図れるのか。ここに力点を置いてやっていかなければならない。そういう思いで今いるところであります。

今年、19年度予算が6.7パーセント伸びという、17億円ちょっと伸びているわけでありますけれども、この主な要因につきましては昨日ちょっと申し上げましたが、実質的に財政負担をしながらという部分で伸びているというのは、学校関連、そして大和インターの取り付けですね、この部分。あとはほとんどトンネルとか数字の入れ替えみたいな部分でありますので、ほとんどそういう面では影響ないわけでありますけれども。

ただ、19年度予算につきましては、国が4パーセント伸びで編成しております。そして県は2.9パーセント減であります。私どもは今ほど触れましたように6.7パーセントですが、実質的には2パーセント前後ではないかなと思っていますところであります。

ただ、他の市町村を新聞等で見ますと、ほとんどのところがやはり減。減額予算を組んでいるようではありますが、実態は今調査をしておりますけれども、ここでどこの市がどうだこうだということはちょっと申し上げられませんが、ほとんどの市が新潟市は別であります。新潟市は政令市に移行するわけでありますので、大幅に伸びていると思うのですけれども他は大体新聞等で見るところでは減額傾向だというふうに思っております。

この予算の伸びについてどう思うかということですが、今ほど触れましたように、公債費負担の適正化計画の中でも、平成21年まではこの実質公債費比率は若干伸びる。そして起債といいますか、起債額もちょっと横ばいから伸びながら推移をして、確か22年から大幅に減額をしながら26年ですかには18パーセント以下に押さえ込もうという計画を立てております。今ご指摘いただいた大型案件、消防庁舎だとか、斎場だとか、そういう部分について、21年頃までには決まりをつけながらやっていかなければならないと。その後は大幅にやはり投資額を抑えるということであります。そういう計画で今やっているところであります。

今のうちに債務を減らして、というこれも考えなくはありませんが、ひとつは後世に負担を残すなというこの考え方。私は前々から申し上げておりますが、社会資本の投資については、全部残せとは言いませんけれども、ある程度はやはり後世から負担をしてもらわなければ、これはできていかないわけであります。そういう意味では特に下水道等は資本といいますか、平準化債というそういうものを使っていいよと。今まで30年だったものを例えば50年に償還期限を延長していただいて、当然ですけれども、やはり後世の方々も社会資本の恩恵は甘受をするわけでありますので、そういうことだと思えます。ただ、赤字をどんどん積み重ねていって後世に負担を残すというようなことはやはり避けていかなければならないという思いであります。

特例債につきましては、合併議論の際には、特例債は200数十億円という数値が出てい

ましたけれども、極力抑えていくのだということで始まったわけでありまして。しかしながら、こういう財政状況も含みますけれども、その後は極力市で予定している事業について特例債に該当されるものは、とにかく特例債に該当させようと。特例債を乱発してどんどん事業をやっていこうという思いはありません。

今、予定をされている事業に対して、特例債が可能であれば、これに振り向けていく方が当然大きく有利になるわけでありまして。そういう意味では特例債そのものを使う状況というのは増えていくと思うわけでありまして。今ほど触れましたように、ただその特例債があるからどんどんやってしまえということは避けていこうと思っております。

財政構造について若干申し上げますが、これは17年度決算部分でありますけれども、財政力指数、これが0.464。これは18年度の指数であります。県下20市のうちの12番目。公債費比率は、これは17年度指数でありますけれども17.9で県下13番目。起債制限比率、今まではこれをずっと使ってきたわけでこれは13.6でありまして、20市のうちの14番目。そして新たに出ました実質公債費比率は23.4で20番目と。そして経常収支比率91.3でありまして、これは12番目であります。

19年度予算と18年度当初予算、この比較をさせていただきますと、自主財源比率その前に自主財源が18年度では108億7,500万円くらいでありましたが、19年度は121億7,800万円。そして依存財源が18年度は155億5,400万円でありましてけれども、19年度は160億円です。こんなとおりであります。

それでこの自主財源比率は、18年度当初では41.1でありましたけれども、19年度では43.2ということにやや上昇した。ただ、これは税源移譲の部分がある程度占める部分もありますし、そういうことでもありますけれども一応自主財源比率は上がっているということでもあります。ですので、この数値だけ見れば好転をしているという部分も若干見えるわけでもありますけれども、税制改正等の問題もあるということでもあります。

そこで、これからのこの部分でありますけれども、今、議員おっしゃったように、とにかくこの財政そのものをきちんと立て直さなければ、私たちの将来に明日はないわけでありまして。このことにとにかく専念をさせていただいて、厳しく見積もるべきは厳しくやっていきますけれども、極力市民生活に影響を与えないような方向を探りながらやっていかなければならない。しかし、どうしても、どうしてもそういう部分が見出せない場合には、市民の皆さん方にやはりある程度の負担増をお願いすることもなきにしもあらずということでもあります。

やはりいろいろの何ていいますか、福祉関連が特にそうでありますけれども、この部分はなかなか削るという方向が非常に厳しいわけでありまして。維持するか、あるいは増額するかということになりますと、やはり市民の皆さん方からもそれ相応にご負担を願わなければなかなかそういうサービスが維持できないという、こういうことも全くないばかりではないということでもあります。

一例をあげますと、例えば都市計画税。これは今、名目的に等しい。ではそれを払ったか

ら何の恩恵があるのだと。昔はあったわけでありませぬ。他の地域より早く下水道が入ったり、あるいは公園ができた。今は都市計画税そのものを納めている意義というのが薄れてきている。他の事業でいくらでも下水もできますし、農村部であってもそういうことです。

では、これを廃止せよと。廃止をするとやはり2億円、3億円という税源が入らなくなるわけでありませぬ。ではどうするかと言いますと、固定資産税の税率を皆さん方から若干ずつ負担を上げていただいて、その都市計画税相当分を補填をしていくかとか、そういうことも考えざるを得ないという状況になるわけです。

何か安くしろ安くしろだけでは、これはやはり通らないわけでありませぬ。しかし、これは市民の皆さんにきちんとした理解を得ないと、こういうことができないわけでありませぬので、極力そういう方向は目指しませんけれども、場合によってはそういうこともあり得る。

例えば子育て支援についても、これ以上もっと手厚くすればそれだけいいわけでしょうけれども、その財源については子育て支援に関わっていない皆さん方も、市全体の問題として特例的にそういう部分の財源負担をお願いするとか。そういうことは考えなければならない時期も来るかもわからないということ。来るとは申し上げませぬ。極力そうしないようにいたしますけれども。

そういうことも念頭におきながら19年度予算は編成しましたが、おっしゃっていただいたように、基金もそう多いわけではありませぬ。20年度予算は、また今年より相当厳しく見積もっていかなければならないだろう。そして20年が過ぎて21年、22年頃からが今度は本当に切り込むといいますか、投資的経費を相当押さえ込むかたちをもっていかないと、この公債費、実質公債費比率、それからこの公債費の適正化計画も水泡に帰すわけでありませぬので、その辺をにらみながら今年度の予算は編成させていただきました。

ですので、今年、来年ぐらいは若干今年以上に伸びるということではありませぬ。若干伸びるということになるかもわからないということ、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

阿部俊夫君 財政再建5ヶ年計画の今後の見通しについて

財政再建団体には絶対しないということで、そう明言をされましたので、なった場合には本当に大変ですが、そういったことでそういう決意で。それにしてもやはり財政のシミュレーションというのを早めにこれは大変な作業ですけれどもやはりやって、財政課長を中心に本当に早めに出して、また提示をいただきたいと思っております。

それにしても先を見ればやはり相当に厳しい状況になる。再建団体になるぐらいの覚悟でそれぐらいのことをやはり市民に求めていかないと、これはやはりできないと思っております。そういう点で最後には申しましたけれども、やはりわかりやすい情報公開といいますか、そういったことをこれからも積極的にやって、厳しいのだという認識を市民全体に知らしめておく必要がある。これから先々余計そうなると思っておりますので、細かいことは申しませぬが、そういったことでお願いしたいと思っております。

それから特例債のこともそうですけれども、さっきも言いましたが、市長もおわかりのよ

うに本当にいろいろな事業をやってもどんどん交付金でもって補填をする、こういう約束でいろいろなことをやってみんな裏切られてきた経過があるわけです。

昭和の大合併などでもそうです。合併前に当時、昭和29年にそういう新町村計画といいますが、そういったもので盛り込んだ費用が、大体当時で276億円必要だと。そういうようなことで法律も新しくできたから、これから合併に向かってやりなさいよと言って、そういう数字を示しながら、自治庁が 当時は省ではなくて庁だったそうですけれども 自治庁が提示をしたのが161億円しかしなかった。実際に今度は合併が進んだのは昭和31年。合併の関連補助金が300億円必要だと言ったのに、実際に大蔵省が示した数字はたった35億円だった。

こういう非常に国がどんどん主導でやりながら、こういったように過去にもやはりそういったことが。今の財政状況と大体同じようなものではないかなと、これはもうそういう気がします。

地方交付税というのは先ほど市長も申しましたけれども、これは地方がやはり金が足らなかつたら、行政に必要な分というのはちゃんと回さなければいけないことは、これはもう法律で決まっているわけです。それだけれども今度は国は勝手に法律までいじくりまわしてやるというようなこともやるわけですから、そういう点ではこの特例債とか優良債というのも今は認められているなんて言ったって、どういうことをするか、わけがわからないようなことを過去に何回もやってこれだけひどい状況になったわけですから。そういったことも、それを全く無視して、頭におかなければ。ある程度は財政計画の中に入れないとやっていけないわけですけれども、そういったことも過去にあったということを頭におくべきだと、こう思いますので、その点をもう1回お願いいたします。あとは結構です。

市長 財政再建5ヶ年計画の今後の見通しについて

この情報公開は以前から申し上げておりますように、わかりやすく、そして極力公開をする。100パーセントとまではいかない部分もあるかもわかりませんが、とにかく皆さんに情報公開をして、的確に皆さん方からも判断していただくということを努めたいと思っております。

今、合併によりまして、合併前にいろいろ約束された部分については非常に約束どおり今のところはやっていただいているのです。合併問題につきましては。交付税部分についてはその前からもう減らす、減らすという部分が続いてきておりましたので、合併によつての部分というのは今のところはある程度順調にさせていただいておりますが、今おっしゃっていただいたように、いつどういうふうに法律を変えられるかわかりませんので。これは常に気をつけて、そして今ほど触れましたように、地方6団体が強固に連携をしてそういうことを許さないような、そのことをきちんとやっていかなければならない。過去の教訓として。今、私はそういうことを初めて聞きましたので、よく頭に叩き込んで、100パーセント信用するのではなくて、若干疑いの目を向けながら、また国にも対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

阿部俊夫君 終わります。

議長 質問順位17番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 おはようございます。傍聴者の皆さんは足元の悪いなか、本当にご苦労さまでございます。質問に入る前に、市長、私の記憶違いでなければ、あなたは今日誕生日ではなかったでしょうか。50歳台最後の誕生日ということですが、大変記念になる1日だというふうに私は思っております。関 榮一さんの南魚沼市の第1号の表彰、またあわせて一般質問の最終日、その中に私もこうして質問させていただき、これもまたありがたいことだというふうに考えておりますが、ひとつ今後、よろしく願いいたします。

南魚沼斎場運営を問う

今まで2日間、生まれてから、生まれる出産、育児、学業、就学ということがこの議場で多くの議員の皆さんが質問され、市長の方から答弁が出ております。私は始まりでなく、終わりの部分をひとつ今日はさせていただきたいというふうに考えております。

斎場問題を問うということですが、今の斎場は広域事務組合、またその後、連合に代わって南魚沼市が昨年の4月1日に引き受けております。これは昭和47年に協議が開始され、48年に着工と。そして49年から今の状況で斎場が使用されているわけです。この問題につきましては、先の議会、12月議会で角谷議員の方からも建設についての確認ということをしてありますし、角谷議員におかれましては広域連合時代、平成13年の7月議会、また15年の7月議会にわたっても、やはり早期建設に向かわなくてはならないということで質問されております。

私もその追っかけというようなかたちになるわけですが、この斎場 整備についてまず最初にお伺いします。19年度新予算におきましては、一般会計予算の中で斎場整備事業費ということで1,014万円ほど計上されております。この中には用地費が499万円。また造成工事費として200万円。地質調査、ボーリング等で300万円ということで、1,000万円からの予算計上であるわけですが、これはこの19年度に対しての数字になっております。18年度の9月議会におきましては、850万円という実施設計予算を当初予算で計画しておったわけですが、これはやはり今ほどもお話しがございました公債費比率の問題等におきまして全額が削減されておるという状況で、新たに19年度からスタートするわけですが、この1年で完了するものではない。

そうした中、市長の所信表明では2年から3年のうちに斎場及び消防庁舎も建設しなければならないということを言われたわけですが、この斎場整備についての20年度以降、20年、21年どのようなスケジュールで向かっていかれるのかをお伺いいたします。

そして特にこの斎場整備の中に、新たに建設される中の心臓部といわれる炉であります。炉の選定に対してどのようなお考えをお持ちか、これもあわせて伺うところでございます。私たちはやはり広域連合のなかのごみ焼却炉という状況で残念なことながら検討、研究、勉強が足りなかったということをお聞きして、それが勉強になっております。そういうことで、この新たに建設される斎場の炉の選定に対しての市長のお考えを伺います。

あわせて、斎場使用ということにつきましては、当然のことながら斎場使用料が払われております。そしてこれもやはり今年の新年度予算を見ますと、斎場使用料収入 1,130 万円。斎場運営経費 1,460 万円。残念なことながら斎場使用料で一般経費が出ないという状況の中に、果たして斎場の使用料の見直しをどのように考えておるかということで、この斎場使用料は昨年 4 月 1 日、広域連合から市が受けた時点で 15 歳以上 1 件につき 1 万 7,000 円です。そしてこの 1 万 7,000 円が先ほど斎場使用料収入としたときに 1,130 万円。650 件という数字になっています。この 650 件という数字は、ほぼここ数年間そういう数字で移行しております。一番確かに多く取り扱われた件数は平成 14 年度 740 件ほどというふうに私は記憶しております。あわせてこの斎場使用料を近隣の斎場、津南町、十日町、魚沼市の大沢、これらとやはり比較してみたときにどのような数字になっておるか、その辺もひとつお示しく下さい。

3 番目になります。斎場職員の業務姿勢の向上ということでお願いしてあります。人の死の尊厳、これは本当に重くて大きいものがございます。出産したときには、せいさか出産の立会いをされるのは婿さん、あとは今いう助産師、あとやはり担当医と。出産時でもそれくらいで、あとは親族の皆さんが聞き、お祝いにつけてくるということですが、この死にいたってはやはり 3 代くらいさかのぼって親族の皆さんが寄り集まる。そしてそれ以外の知人、地域知人、そして近隣の皆さんが集まってこの死のお送りをするわけです。

そこまでは当然皆さん方かわらないのですが、そこから先が斎場というところに行ったときに、この斎場の職員に遺族に対する取り扱いによって大きく傷がつくこともあります。悲しい中、切ない中に、それでも心が洗われたということでお骨だけをつんで帰られることもあります。

これらは全てがそこに携わる斎場職員の業務姿勢に関わっております。今はこの葬祭業も業者の関係が大変増えております。業者はやはりこれはサービス業として、言葉は適切ではありませんが顧客の獲得という面についてかなりの研修をされて、そして言葉もこれも適切ではないかもしれませんが、営業までされております。

そうしたなか、斎場職員に対する業務姿勢の市の姿勢、そういったところの指導は果たしてどのようになっておるのでしょうか。痛い傷で、痛いところに手まで突っ込んでかき回されるというようなことも私は聞いておりますし、これらは当時の担当課長にお話しはしてあります。そういうことで、この斎場業務に携わる皆さんは委嘱しているからいいのだということではなくて、やはり死の尊厳、最後の最後の場所になるわけですので、その辺に対しての市長のお考えをお伺いします。壇上からの質問は以上でございます。

市長 若井議員の質問お答えいたしますが、その前に先ほど阿部議員の質問のなかの他市の予算でありますけれども、20 市のうち伸びているのが 9 市。私どもを含めて 10 市でしょうか、でありました。一番伸び率の高いのが、私どもは 6.7 ですが、新潟が 7.6、村上が 5.2 というところです。

減っている方で多いのは、魚沼市さんが 9.7 というような数字が見えております。私ども、

実質的には2から3であります、実質的には、そんな状況でありましたのでご報告申し上げます。

南魚沼斎場運営を問う

若井議員の方の質問にお答えいたします。昭和48年着工、49年業務開始、これはもう今おっしゃっていただいたとおりで、30数年経過しておりまして、老朽化は本当に進んでおります。そこで17年度に旧広域連合において斎場計画の基本計画、これが策定された経緯がありまして、19年度よりこの基本計画をふまえたうえで、その基本計画当時にはなかったペット炉、この併設についても検討させていただいて、21年度から本体施設の建設に着工したい。

具体的な施設整備の計画では、19年度につきましては、今おっしゃっていただいたとおりであります。また、環境問題にも対応した炉の方式、あるいは先ほど申し上げましたペット炉、これについても検討を加えて、来年度20年度には、炉のメーカー選定、そしてそれを行った後の実施設計、そして土地造成事業を実施したいと。そして21年度に施設の着工、竣工、そして稼働させていただきたい。そして最終の22年度には外溝と旧施設の解体という予定で今、進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

使用料の見直しということですが、今、斎場における人件費、燃料費、高熱水費、これらの一般管理は年間大体1,700万円あります。その維持管理費のうち約1,100万円が使用料収入であります。不足分は当然ですけれども、この一般会計と湯沢町からの負担金で充当されていると。

この使用料は昭和63年の4月に改正をされておりまして、それまでは15歳以上2万8,000円。これを1万7,000円に引き下げました。そして現在にいたっているということでありまして、これは当時、他の広域斎場と比べて格段に高かったということで、根拠としては維持費の約8割というような数字をとらえていたようであります。

当然ですが、今も料金収入で維持費は賄えないということでありまして、改築予定であり、今は賄えませんし、ですので維持修繕に、特に儉約しながら極力お金をかけないでということとあります。他の自治体との比較は後で申し上げますけれども、この見直しにつきましては改築を機に見直すべきところは見直していきたいということで、それまでは現状の使用料でいかせていただきたいと思いますと思っております。

十日町市がこれは私どもが15歳以上1万7,000円とありますけれども、十日町市は12歳以上で2万5,000円あります。津南町も12歳以上で2万円。魚沼市は12歳以上で1万円です。ここが非常に安い。その他は若干ずつの違い、大きなところはこういう部分でありまして、その他についてもうちが3,000円のところを5,000円、1万円とか、そういう自治体もありますが、大体この大人分については近隣の状況はそんな状況であります。

斎場職員の業務姿勢の向上。これにつきましては、本当に人生最後の葬送の場でありまして、最も尊厳が求められるという、このことは申し上げるまでもございません。職員につき

ましては、過去に広域連合時代から何度かご指摘をいただいております、これを受けまして、広域連合時代に斎場作業マニュアル 連合時代はこれすらなかったわけです。これを作成いたしまして、職員にきちんと周知をさせて、そして文書によって注意、あるいは斎場職員との面談による意識改革、待遇改善、これを目指してきたところであります。

それから葬祭業者との意見交換会。これらにおいても情報提供をお願いしているところであります。新年度につきましては、職員の交替も予定されておりますので、これを機にさらに意識改革と待遇改善を徹底させて、皆さんからご指摘を受けることのないように努めてまいりたいと思っております。ここはご承知のように、思川の集落の皆さん方からこの職員に当たっていただいているわけでありまして、議員おっしゃったように、専門的な訓練を受けたというようなことは全くございません。そういう点をきちんと加味しながら、きちんとした指導を行って、それこそ失礼のないように、傷跡に塩を塗りこむとかそういうことのないように、きちんと気をつけていきたいと思っておりますのでまた何かございましたら、その都度ご指摘いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

若井達男君 南魚沼斎場運営を問う

何点か質問させていただきます。この斎場建設に対してのスケジュール的なことは今ほど市長の答弁にあったとおりでございます。しかしながら実質公債費比率云々ということが常に出るわけですが、もはや後退はできない。そういった中で、これはやはり進めていかなければならないという問題であると思っておりますので、その点をひとつ十分お含みおきをいただきたいというふうに思っております。

斎場の使用料ですが、一言で言えば斎場建設時に、という答弁だったわけです。これは斎場でもどこでも新しくしたときに使用料、利用料を見直すということもあるわけですが、住民はなかなか敏感で、あこの人は店舗の改装をした、改築した。単価があがった、高くなったということは、これは日常よくあることです。やはりこのときに新しくして、この時点で使用料を果たしてあげるのがいいか悪いか。これはやはりそのときになると批判がそれなりに出てくると思います。私はただちに見直しということは、この19年度にやはり見直しをすると。下げろということではなくて、これは金利にあわせた中で上げていくと。3割上げたとしてもまだ2万5,000円の十日町の料金には届きません。2割で津南町の使用料金というようなかたちくらいではないかと思っております。

そしてこれは上げたからといって、一般会計に、他の方に回るといって、この上げ幅分をもって斎場職員の研修、あわせてあそこの今の作業服がいいのかどうか。斎場に入ったときの主任取扱者、やはり礼服をもって対応するといったことも、これは上げ幅の中で十分に対応できるというふうに私は考えております。

昭和63年からの、当時確かに12歳という線引きがあったわけですが、その料金がいまだかつて改定されていないということ、これもひとえにあわせてみれば、広域事務組合だったと。これが一自治体一市一町でやっておれば、当然のことながらこれはいかがなものかということに見直しの手が入ったと思うわけです。やはり私はこの19年度中に見直しをか

けるということを考えておりますが、その点について建設時という市長答弁がございましたが、今一度お聞かせください。

あと斎場職員の業務姿勢ですが、今ほど申し上げましたように、値上げ幅の中において、やはり専門的な研修を経てくるべきではないかというふうに考えております。斎場職員でなく葬祭業者は、新人、もしくは新たに業務開始をするときには、それなりのかなりの研修を積んでこられて、そして現場に当たっていると。そういうかたちになっておりますので、そういったところも見直しというものとあわせて、ひとつ考えていくべきではないかというふうに思っております。

これは通告の中にはありませんでしたが、斎場の受付時間。これは時間外については多分今、夜9時までということになっておると思いますが、今ほど申し上げました津南、十日町、大沢については24時間きちんと受け付けるということで定めているようです。これは出生、死亡は時間、時を選びません。そういうときにやはりすぐに葬儀の打ち合わせというときに、明日の日程が取れない、決まらないということで、全てがそういうわけではないわけですが、それらもやはり対応していくべき問題ではないかと思っております。今のこの南魚沼市の斎場受付は、受付時間外を除いても9時というふうになっていると思っておりますが、その点を1点お聞かせください。以上です。

市長 南魚沼斎場運営を問う

この建設計画についてはくるわせません。と申しますのは、今はもう私もそれこそ先般、父を送ってみました、やはり煙突からもう黒い煙が出ているのです。こういう状況もありますし、それこそ集落の皆さん方から匂いもあるとか、そういうこともおっしゃっていただいておりますので、本当に1日も早くとは思っているのですけれども、何とか炉の修繕をしながら20年度まではもつということを保証いただきましたので、21年というこれはくるわせるつもりはありませんし、財政的に厳しければ他の部分を削ってでもこれはやらなければならないと思っております。

使用料の見直しについては、検討ということについては、当然ですけれども早い段階から検討に入らなければならないわけでありまして、ただ、では19年度にやって20年から上げるかとか、下げるかとか、そういうことにはちょっとなりえない。21年度にあわせてやらせていただきたいということでありまして、検討は当然ですけれども進めさせていただきます。

その上がった部分のということですが、これは今、議員おっしゃっていただいたようなことも勘案しながら、上げた部分をむだにしないようにやっていかなければならないと思っております。

受付時間、これらについては担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

市民課長 南魚沼斎場運営を問う

受付時間でございますけれども、ご指摘のとおり一応現在取り決めは朝7時から開始時間まで。それから夜は5時から9時までということで今取り決めております。この9日の日に葬祭事業者との連絡会議を行いまして、その席でも事業者の方から24時間受け付けをして

もらえないかという意見がございました。

他の魚沼市等の場合は職員が対応しておりまして、夜は当直の方に受付簿を渡すというようなかたちで対応しているようでございます。私どものところでもそういうかたちで検討しまして、受付簿をファックスでこちらの当直に流して、また翌朝ファックスで送るというようなかたちをこの席でも検討してみました。けれども、こちらの当直の方の負担がまたかなり重くなるというようなことでいろいろ検討しましたが、現在のようなかたちで時間外については対応をさせてもらいたいということに最終的には落ち着いたわけでありまして、基本的には5時から9時ということでございますが、どうしても喪家さんの都合でやむを得ない場合は、11時くらいまでなら特別な場合はいいでしょうというようなことで9日の会議は一応了解しております。

新しい施設ができますと、全ての今度は予約システムというようなものを導入したいと思っておりますので、そうなりますと業者さんが直接予約状況を見て予約を入れられるというようなシステムを導入したいというふうに考えております。当面の間は現在のかたちで、ある程度弾力的に運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

若井達男君 終わります。

議長 質問順位18番、議席番号13番・阿部久夫君。

阿部久夫君 通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。傍聴者の皆さん、足元の悪いなか、大変ご苦労さまでございます。先ほど若井議員から市長が誕生日だと。本当に誕生日にこうして質問されるのも、これもひとつのめぐり合わせかなというような思いです。私は3月11日の誕生日でありましたが、正直言って誰も知りませんでした。家に戻ったら、かかが今日は誕生日だよと言ったくらいのことで、大分差があるなというふうには感じたところでございます。

今回私は質問に対しては、消防団についてと、もうひとつは農産物の直売所について。一番正直言って身近に感じているところから質問してみたいということで、質問をさせていただきます。

1 消防団について

私も消防団といえますと10年くらい前までは地域の消防団員として部長なり、消防本部員の役員として消防学校等も行ったりして、本当に消防団の活動というものは青春時代でもあったし、一番私にとっては楽しい時代でもありました。その頃私たちの時代には正直言ってまだ大勢の団員がおりまして、将来消防団員の数が少なくなる、入り手がいないなどということは正直なところその当時は考えてもいなかったわけでもございました。近年、新聞やまたいろいろなところを見ますと、「求む消防団員」「消防団員が不足している」そういった新聞の記事がたまに出ています。消防団員がいなくなる、入り手がいないと。これは本当に正直なところ大変な問題だなというふうに私は思っています。

今、消防団員も年々減っている中で、総務省が今年は一念、1月から3月にかけてキャンペーンを行いました。どれほどの効果があるかどうかはまだ終わって見ないとわかりません

けれども、芸能人等をあげて盛大に、とにかく消防団員を入部させるというキャッチフレーズのもとに、今、一生懸命取り組んでいる最中だと聞いております。

この地域におきましては百名山、山があり、また災害もあり、消防団員の活動というものは、私たちの当時はただ火事だの火災だのという災害といったことが多かったのですが、最近ではことある毎に消防団員にお世話になることが相当あります。遭難騒ぎといえば消防、祭といえばやはり消防。こうして身近に一番接して地域の安全、安心を守るばかりではなく、やはり地域の活性化になる基本だと私は思って、今の消防団員に対しては日頃いつもそう思っています。

私は決して消防団員ばかりを褒めるためにこの一般質問をしているわけではないのですが、こうして年々消防団員が減ってくるということは、地域が活性化にもならない。そういったことに対して、今の市長は消防団に対してどのような認識をお持ちなのか、まず1点お伺いいたします。

次に消防団員の定員数ですが、17年までは2,556人ほどありました。こうして調べてみますと、18年になりますと南魚沼市の定員数が2,500人だと。実定員がその中で2,450人ですから、定員に対して約50人不足している。ところが17年から比べますと、106人も減少している。消防団員の団員数ということになりますと、一番ピークのときは1954年の202万人だそうです。1990年代になりますと100万人。現在では、2006年の4月におきましては90万人というふうに、段々全国的にも減少はしているのですが、この南魚沼市においても17年から比べますと106人も減少している。

そういった減少するということは、当然やはり地域の防災組織の低下にも結びつく。先ほど申し上げましたように、地域を守る意味でも、今の消防は常備消防ではないのです。私は、地域の消防団員が我々を、地域を守っていただいていると、常にそう思っています。日曜日といえば車を出して火災の予防。これはどこの地域でもやっていると思いますけれども、特に私たちの地域におきましては真剣になっています。そういった人数が減るということはやはり地域の防災意識が低下する。そのように私は思いますが、そういった定数が減ることに対して、市長は今後をどのように思っておるのかお聞きいたします。

もう1点ですが、中越大地震を教訓に防災対策と危機管理対策が非常に重要になってきている。これは中越地震の災害に対して私たちの防災組織については、身をもって教えていただきました。南魚沼市としても市民がこの地域で、安全で安心して暮らしていくためにも消防団、行政、市民を含めた総合的な防災体制をどのように構築していくのか、今後の見通しについてもお伺いいたします。

2 農産物の直売所の設置について

次でございますが、農産物の直売所の設置についてでございます。私が何で直売所の設置の質問をするかというわけですが、私も地域も直売所についてはもう何年も前から、農産加工物の無人販売等をやリ、今でも直売所もやっています。しかし、私たちの地域では国道291号線を行っても行き止まり、山間部であったりして、こういったものを作っても正直な

ところ販売がなかなか伸びない。作った農家の皆さん方に本当に気の毒だと、そういう思いはいつも持っています。

そうした中で、よく私も視察に出ます。直売所がある、また道の駅等でもって農家の皆さん方が野菜を売っているところを1年に必ず1回は視察に行きます。いわゆるそういった直売所で品物が豊富にあるところにあっては、多くの方が見えて、活気立っているところがあります。残念ながらこの南魚沼市におきましては、それぞれ個々の農家の皆さん方がそれぞれの直売所に持って行って販売はしていますけれども、実際のところおそらくそれほどの収入源になるとは私は思っていない。

私たち農家の皆さん方が作る、生産者の顔が見える安全、安心な新鮮な農産物は、農業に活気を取り戻す観点からも、そういう人たちの交流や観光客の呼び戻しなど、また地域の活性化になり、農家の所得の向上につながるのではないかと、そのように私は考えています。

今、南魚沼市は調べてみますと、23カ所の直売所があるそうです。魅力ある地域づくりをすることで交流人口の拡大と農村マーケットの生成を図るためにも、本市にきちんとした農産物の拠点をつくり、それを核として現在ある直売所をネットワーク化することが私は重要ではないかと考えています。

こういった直売所があるということは、地域の総合案内所などの機能をそえた交流出店設備を整備できる、また多くの農家の皆さん方も生きがいをもって野菜や加工製品の励みにつながるのではないかと考えます。そういった直売所の運営について、市長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 阿部議員の質問にお答えいたします。

1 消防団について

消防団についてであります。この組織活動に影響が出ないかということであり。今ほど議員おっしゃったように、全国的に200万人もいた消防団員が今、90万人を割ろうとしているということでありまして、これ以上減少が続きますと地域の安心、安全を確保するうえで大変憂慮されるということであり。ます。

人口の少ない行政区、ここが団員の確保が難しい。本当に部の編成にも困難をきたしているということであり。ます。今後、部の統廃合、そして機動力、それから消防力、そして消防組織活動に影響の出ないような取り組みをしたいと思っております。各集落におきましては自主防災組織の充実強化を図っていただきたいと思いますし、我々もそれを支援するわけですが、消防団との連携のとれる防災体制づくり、これを進めていかなければならないと思っております。

減っている原因はやはり少子化の影響がまともにもろに出ておりますし、その他にも意識の変化ということが非常に大きくあると思っております。わが市内の団員減少傾向が今後も考えられるが、ということであり。ますけれども、総務省の消防庁の方ではこの公務員の加入促進とかこれはもう市ではやっております。当然公務員は入っていただきたいとそれから機能別団員の導入、そして女性団員の加入促進、それから消防団協力事業所表示制度。これ

らを実施したいということでもあります。これは私もやはりやっていきたいと。

現在は六日町、大和、塩沢消防団を統合した南魚沼市消防団一団体制、これが4月1日からスタートするわけでありますけれども、新体制下でこの活性化対策として国の示している方針も取り入れながら定員の確保には努めたい。確保したいと思っておりますけれども、なかなか思うようにいかないというのが現実でもあります。

定数条例、これを削っているわけでありますけれども、議員おっしゃっていただいたように、17年度は2,556名。実員が2,458名であります。18年度は2,500名で、2,450名。定員で56名、実員で8名の減となっているわけであります。

全国的に見ても今ほど申し上げましたように団員の数が減っている。充実が図られていないというところでありますけれども、なるべくこの定員を割ることのないように団員の確保に努めたい。そう思っておりますけれども、再度申し上げますが、なかなかはかばかしくない。

消防団員の公務災害補償掛金が条例上の定数で掛金を払わなければならない。実際、例えば2,500となっても2,400しかいなくても、2,500で掛金を払わなければならない。これはやはり財政上にもちょっと定員と実員との間の差が出るというのは、うまくないといえますかむだなお金でありますから、そういう面も含めて、このたび実員にあわせて定数を減員させていただいたというところでもあります。これは上回ればまたすぐ条例改正をして、そういう方向にもっていきますけれども、なかなか今は状況がそうならないということで憂慮はしております。

女性団員の加入とかという部分をもっと働きかけないと非常に難しいかなと。事業所の皆さんは大体協力いただいております。ほとんどのところが。ですので、やはり数の確保といえますか、要は該当年齢の方が少ないということに尽きるわけありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

総合防災体制、これをどう構築していくかということでもありますけれども、これは中越大震災のときに私も経験いたしまして、いち早く消防団によりまして地域内の各戸点検確認報告がなされました。これで人的被害は軽傷のみということがわかりまして、本当にそういう面では安堵したところでもあります。こういうように災害時における消防団員の機動力、これは本当に重要でありまして、これもやはり人的体制がある程度ないと、なかなかこういうことが可能にならないということでもありますけれども。

その震災後、地域の消防力、防災力向上に努めまして、各行政区に先ほど触れましたように、自主防災組織を設立するよう働きかけておりまして、市民の関心も高く、行政区におきましては大体独自に防災用品をそろえているというようなところもあります。自主防災組織はほぼ・・・どのくらいですか組織率はだいたい。9割がたいっていますか。9割は超えているようでありますから、自主防災組織を作っていただいているところが。これをもっともっと働きかけしていかなければならないと思っております。

中越大震災を経験してみて本当に実感したわけでありますが、ああいう大きな災害になり

ますと、行政で対応するというこれには当然ですけれども限界がありまして、災害現場での救助や避難、あるいは地元住民と消防団等による地域の助け合い、これが非常に大切になってきますので、今ほど触れました自主防災組織の充実をまず図って、地域と行政が一体となった防災体制をきちんと築き上げていきたい。ほぼ築き上げている状況ですが、もっともっと強固にしていきたいと思っております。

2 農産物の直売所の設置について

農産物の直売所の設置についてであります。おっしゃっていただいたように、直売所が23カ所、直食が2カ所開設されておるようであります。これは非常に生産者と消費者、この交流の促進の一翼を担っていただいていると感謝しているところであります。

市といたしましては、この後はさらにこの直売所をステップアップして、農家所得の向上や交流人口の拡大を図るために直売所間のネットワーク化を進めていきたい。そして生産者ベースの地産地消、これは生産者ベースからであります。消費者ベースからは地消地産。こういう運動を支援して推進したいと思っております。

この物産館的な考え方でありまして、これは確かに私たちの市内にはコシヒカリからしいたけ、酒、ビール、ワイン、塩沢つむぎ、相当特産品があるわけであります。これを観光で訪れた方や市民も同じでありますけれども、1カ所でこれがぱっと揃えてあって、それを目にして購買ができるということは非常にいいことだと思っております。19年度中に旅館、食堂、これらに対する地場産の農畜産物の供給体制の整備、そして県の振興局、JA、観光協会、これらと検討、研究をちょっと重ねてみたい。またどういう方向に向くかはわかりませんが、物産館的な部分もあればこれにこしたことはありません。財政的なことも考慮しながらいろいろ検討を進めてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

阿部久夫君 再質問をさせていただきます。

1 消防団について

まず消防団の方からでございます。先ほど市長は、これは少子化、意識の変化というようなことを言われました。確かに今のこの少子化のときに消防団員を増やすということは、口では言ってもなかなか実際には、私も大変難しいのではないかなとは思っています。

しかし、よその地域でも同じことなのです。みんなそうは思っているのですが、そうした中でやはり女性消防団員の投入、またOBの消防団、一度辞めた方から再度またしていただくと。中には一部に、毎日とは出られないけど困ったときには出てもいいのだという、おそらくそういう方も私はいるのではないかと考えています。

消防団員といってもやはり皆それぞれの仕事、職業を持っているから、なかなかいざというときの対応は非常に厳しい。これはどこでもそうですが、そういったときにおいて一番の要になるのは、地域にいざというときに残るのは、場合によれば消防団を一度辞めたOBの方や、地域にいられる保護者や女性の方ではないかと思っています。

私はそういったところにも手段をつけ、皆さん方執行部が真剣に取り組んでいただいて、

団員の加入をしていただきたい。ただただ口ばかりでいるのではなくて、きちんとそういったお願いなりをして。市の条例で定員は決められていますけれども、できるだけ実定員に向けてあらゆる手段を使ってでも、団員の確保に努めていただきたいというふうに私は思っております。

前は幽霊団員だとか何とか言われて団員の確保さえすればいい、定員だけというふうにあったと思いますけれども、今はきちんとした団員の確保に向けて努力をしていただきたい。時間が許す範囲内でもできるとか、そういった方もおそらく団員のOBをつかったり、そういったことに対して努力していただくように市長から再度また答弁をお願いいたします。

2 農産物の直売所の設置について

次に直売所についてでございます。先ほどの23カ所、それに対しての売り上げは市長は大体もうわかっているとは思いますが、約1億5,200万円あるそうです。その中で出荷の登録数は大体600人前後いるわけですが、これは出荷に持っていった方が先ほど言ったように、これは売れた品数でございます。売れた品数が1億5,200万円。お持ち帰りの品物がおそらくその倍近くあるのではないかと私は思っています。

私も長年、直売所をやっていますが、正直なところ半分は持って行って、そして半分は人にあげたり。ときには畑に再度捨てる姿も私は若干見えています。今のこの食糧難の時期、日本の食糧自給は40パーセントだそうですが、北朝鮮やああいうふうな困っているところを見ますと、もったいないというような気がいたしますが、今の私たちの状況ではそういう感じでございます。

私はこの市民会館に来るといつも思うのですが、あそこに駐車場がある隣に、舗装していないところがありますね。あその1画に大きな直売所等をつくれば大型バスも入れるし、そうして出荷する場所も一番中央で一番また持って来やすいし、そこへ何とかすればいいかなとあそこに行くといつもそう思います。

そしてなおかつ、大型バスなどで来た方は、そこで降りて買い物をするのが嫌ならば、六日町の商店街でも散策したりすればすぐ近いですから、一番いいまた経済効果にもつながるのではないかとこのように私は感じているのですが。

この南魚沼市においても非常に多くの、農産物やそういったものが作っている方がいます。先ほど市長も考えてみるというようなことを言っています。県の事業におきましても農村活性化に340億円、というような記事が昨年載っています。これには直売所も該当しますよというような事業があるのです。やはりそういった事業を取り入れながらも、きちんとした農家の収入を図れば働く人も張り合いがいい。もう一石三鳥、五鳥ぐらいになると思います。そういったことを十分考えて、再度ご答弁をお願いいたします。

市長 1 消防団について

消防団の方の関係でありますけれども、先ほど触れましたように女性団員の加入促進、これは働きかけていかなければならないと思っております。ただ、OB的な皆さん方は、やはり自主防災組織、こちらの方で頑張ってください方がやはりよりベターだろうと。と申しま

すのは、団員の皆さんはどうしてもほとんどがお勤めであります。農家やそういう方もいますけれども。やはり勤め場所から火災現場なり災害現場まで来るといふ、この時間のロスがありますけれども、自主防災組織を作っている皆さん方は、ほぼ大体家庭にいたり、職場上はリタイヤされた皆さんが主になるわけですので、そういう部分の活用だと思っております。

当然ですが、消防団員の確保には全力を尽くしましたが、なかなかそう思うようにいっていないという実情はご理解いただけと思うのです。特に町中といいますか、市街化が進みますと、アパートに入っている若い皆さん方などというのはほとんどが消防団員にはならない。

そういう実情もありますので苦慮いたしておりますが、それぞれの団や部で一生懸命努力していただいておりますし、私も区長会等を通じて呼びかけをしているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

2 農産物の直売所の設置について

直売所の件につきましては、どこにどうだなんてことは今はとても申し上げるまでは。ひとつの案でありましょうけれども。先ほどこれも触れましたように、いらないとは言っていないけれども、あったにこしたことはありませんが、財政的なことも含め、あるいは実際の程度のものかどの程度必要なのかと、こういうことも全くまだ検討しておりませんので、19年度中に、県やJAや観光協会等も含めて検討を進めてみたいということでもありますのでご理解いただきたいと思っております。

阿部久夫君 1 消防団について

消防団についてもう1点お聞きいたします。消防団員は今、防災ということになりますと、年1カ所でやっていますが、私は正直なところ・・・合併して1カ所にとということでありませうけれども、各地域においても3地区でやっていたわけですが、それが1カ所になったということで、結局3年に1回まわってくるわけです。私は、できたら各旧町村でこの防災について一度、一緒にやってもらってもいいのではないかとこのように考えるのですが、そういうことについて市長はどのように、やはり合併すれば1カ所でやるのだという強い気持ちですか。私はできれば各旧町村でその防災に対してはやっていただきたいと思うのですが、その点についてだけお願いいたします。

2 農産物の直売所の設置について

あとは農産物についてはぜひ前向きな姿勢で真剣に取り組んでいただきたいと、そういうふうをお願いするところでございます。

市長 1 消防団について

防災訓練のことでしょうか。(「はい、防災訓練です」の声あり)防災訓練。これは例えば、同日に3カ所でやるということになると、これはもう防災無線も機能しませんし、これはどうしても1カ所をしたいということでもありませんけれども、それをやらないとやはり市の全体の統率がとれない、そういうこともあります。ただ、消防団員の皆さん方は、それぞれ

の団や部で春季、秋季とかいろいろ訓練をやっていただいております。今度は1団になりますけれども、1団は1団としてまた活動しますが、それぞれの地域、地域でやっていらっしやいますので、防災訓練はちょっと分散して一度にやるということをご勘弁を願いたいと思います。

阿部久夫君 終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位19番、議席番号9番・遠山力君。

遠山 力君 ふるさとの応援団の拡大拡充を

通告によりまして、ふるさとの応援団というようなことで質問いたします。先日のことでありました。政務調査のために福島県の喜多方市というところのホームページを見ておりましたら、「ふるさと大使」に委嘱状を伝達したという記事が載っておりました。喜多方市出身の、あるいは喜多方市にゆかりのある方々21人をふるさと大使というのに任命して、様々な5つの分野でご提言をいただいたり、あるいは相談にのってもらったりしているということでありました。

そしたら丁度その頃、お隣の魚沼市が文化会館10周年行事というのが新聞に載っておりました。それに音楽家でかの有名なジャズピアニスト、森下滋さんがおいでになる。その方が「魚沼特使」とであると記されておりました。

偶然といいますか、その数日後ですけれども、かの有名な大桃美代子さんが農家以外の人は農家になりにくいというエッセイみたいなものを書いておりましたが、その一番後ろの方に括弧して「魚沼特使」と書いてありました。これはいいことだなと思ひまして、こういうことが私たちの方でもできればなと思ひまして、担当課の方に行きましたら、これがあったのです。ありました。

首都圏六日町の皆様には「観光大使」というものになってもらって、ジョイフルカードですか、観光名刺とそれからジョイフルカードという宿泊割引券。例えば深谷市の方とか友好都市の方にも差し上げているのですけれども、そういうものを差し上げているということでもあります。大変よい企画だと思っております。実は今日の私の言うこともその1点だからであります。

ところが、このやり方だと結果の測定とかが難しい、評価が難しいために大体どのくらい来てくれたかわからないわけです。ぱっとしないで、今も続いている程度だということでありました。何かを始めたら10年くらいはやってみなければならぬと、よく言われております。とはいっても10年そのエネルギーを続けていくことは大変なことでもあります。なかなかうまくいっているのかなという心配がありまして、なかなかできないのですけれども、そうだとはいっても、数年間はやはり刃向かってみなければならぬと私は思っております。

南魚沼市の出身でふるさとのことを懐かしんでいる方、それから何か機会があればふるさとのお役に立ちたいと思っている方、相当おいでだと思います。それから何かのご縁で南魚沼市に縁がある方、何か頼まれればしてもいいよという方も結構おいでだと思います。そこでお伺いします。わが市のこの観光大使の類の事業は、現在どのような状況になっているのでしょうか。

次に2つ目は、これからのお考えについて伺います。喜多方市は観光振興、教育文化、健康スポーツ、産業振興と企業誘致、まちづくりという5つの分野に21人の方を振り分けてそれぞれ提言をいただいたりして、市を盛り立ててもらっているそうであります。

わが方も観光振興だけではなく、南魚沼市の様々な分野でこういう方々に活動していただければ、非常にいいことではないかと思っております。そしてふるさと大使、これは仮称なのですけれども、これの掘り起こしについては市はもちろん一生懸命やっていたかなければなりません。そして市だけでは限りがありますので、市民の方々をお願いをして、どこそこの弟が行っているとか、どここのお父さんがあっちに行っているとか、そういうものを集約して 集約といいますか、その方たちに直接するようなかたちでもって広げていって、様々な方をお願いできれば、地域も、それから年代も、それから職業もいろいろな方々になっていただけるものものと思います。

魚沼市では任命したからといって何かをしてくれとか、物を売ってくれとか、そういうことを要請していません。その方の人脈を生かしてもらって、あちこちでしゃべってもらう、宣伝をしてもらう。それだけでいいのだということであります。そのかわりといっは何ですが、報酬もありません。特典もありません。割引券なんていうものはないということあります。

このようにふるさと大使の称号を使って宣伝してもらっただけでももちろんいいのですけれども、市が現在行っているジョイフルカード 割引券なのですけれども この制度を拡充して、実績が生かされるし、効果測定も割合にやりやすい。そういうポイントカードみたいなものはできないもののでしょうか。

例えば、これは観光面でいえば、ふるさと訪問カードみたいなもので、累積で15人ふるさとに案内したら無料宿泊券が1枚もらえとか。あるいはふるさとの特産品カードというものがある、八色すいかを自分の力でもって15売れば1個あげるとか。そういうものでもこれは統計とれますし、それから実績もとれるからできるのではないかと思います。それからふるさと大使が紹介した方が来たときは、夜お銚子1本サービスとか、そういうのも楽しいのではないかと思います。

このようにして積極的にこの制度を活用していけば、南魚沼市にも、また大使になった方にも大きなメリットが生じるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

どうしても観光に偏ってしまいがちですけれども、観光以外でも先ほど、喜多方市みたいに教育や健康、文化などの分野でもこのふるさとを市の外にいる方から応援してもらおうというようなやり方は、大変有効だと思うのですが、いかがでしょうか。

3のほか、というのがありますが、それは市長はとっくにお気づきだと思いますけれども、こういうことに関する受け入れですよ。当然受け入れのことでもって4月からはトップセールスマンとして、対外活動に走り回っていただけということでもあります。セールスマンというのは、自分の扱う商品に絶対的な誇りと自信を持っていなければなりません。南魚沼市という商品について、また買っていただく。つまりまた来ていただくために、そういう観点から品質の確保、品質の向上にどのようなお考えか伺います。以上でございます。

市長 ふるさとの応援団の拡大拡充を

遠山議員の質問にお答えいたします。このふるさと応援団の拡大、拡充ということでもあります。これはおっしゃるとおりでありまして、特に首都圏在住でありますけれども、この皆さん方からわが南魚沼市、ふるさと南魚沼市を、観光を主体にして紹介いただける大使、特使、こういう構想、これは十分認識しているところであります。

現在の状況につきましては今ほど議員おっしゃったとおり、旧六日町でこういうことをやっておりましたが、なかなか効果として実感できなかったというところでありました。これからにつきましては、あらためて旧3町の首都圏市民会といいますか、東京塩沢会、首都圏六日町会、東京大和会、この皆さん方でありまして、これらで観光を含む南魚沼市の特命大使になっていただいてもよいという、こういう方をそれぞれ募集させていただいて、名刺は当然ですけれども、南魚沼市特命大使という部分で使用していただく。

そしておっしゃったように、何かがなければなかなかその効果もわかりませんし、おいでいただく方もまた紹介いただく方も、張り合いもないということでもありますので、やはりその名刺をお持ちいただいた方へは特典付きのシステム、あるいは紹介していただいた方への感謝の気持ち、これらを何とかして伝える方法を構築していきたいと思っております。

なお、市出身者ばかりではなくて、先般この宝井琴梅先生は旧大和町で活動中でありまして、雪祭りでおいでいただいた宝井琴梅師匠。あるいは話家の三遊亭笑三師匠。そして今大変お世話いただいておりますけれども、株式会社飾一の岩宮陽子会長。この方はコシヒカリ等でもコシヒカリ紙ですか、紙の方でも大変ご指導いただいている方ですが。その他、それこそそれぞれ皆さん方からお聞きをして、縁もゆかりもある方を、なんとかそういう大使に任命をさせていただいて、市の活性化につなげていければという思いでありますので、早急に検討を進めたいと思っております。

が、その他でおっしゃっていただいたように、やはり受け入れ側のその対応がきちんとなないと、それこそかえって評判を落とすし、それから紹介していただいた方々には失礼にあたるわけがあります。前々からいろいろ話しておりますけれども、例えば旅館、あるいは飲食店関係であれば、必ずご飯は魚沼産コシヒカリを出すとか、酒は地酒の八海山、鶴齢、高千代を出すとか、ワインは越後ワインを出すとか。そういうかたちをきちんととっていただける、その対応が本当にとれるかどうか。ここを観光協会も含めてきちんと確認をし、構築したうえでこの構想に踏み切りたいというふうに考えておりますので、またよろしくご意見申し上げます。以上であります。

遠山 力君 ふるさとの応援団の拡大拡充を

喜多方市は21名ということで、魚沼市も50人くらいということで、ほぼ有名な方といいますが、高名な方といいますが、郷土出身者でいけばいわゆる出世した方とか。そういう方を目途に集めているみたいなのですが、私たちの方は市長が今おっしゃったみたいに、首都圏六日町、塩沢、大和、それがひとつになって、全員の方の中で希望する方には大使になっていただくということで、これは非常にいいことだと思うのですが、それをもうちょっと拡大して、先ほど私が言いましたのは、市民の方をお願いするといいますが、先ほどみたいに、私のうちの兄が、弟が向こうへ行っているとか、そういう方のところも連絡をとってもらおう。その市民の方にとってもらえば、市の方がお金をかけなくてもいいわけなのですが、そういうかたちでもって首都圏だけでも700～800人ですか。そういうものをだっと広げて、日本中に広げていられないかなという気がするのですが、そこら辺のその1点について答弁をお願いします。

市長 ふるさとの応援団の拡大拡充を

再質問にお答えいたしますが、当然そういうことを考えなければならないわけでありまして、受け入れ態勢等も万全にやれるということがある程度確認できましたら、それこそ市民の皆さんにまず呼びかけをさせていただくということは当然させていただきます。それこそ出身者でなくても、知っている方で結構ですので、広く募集をさせていただいて、大勢になっていただくほど効果はあがると思いますので、そういう方向を検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

遠山 力君 終わります。

議長 質問順位20番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 生活者の目線に立って一般質問をさせていただきます。

1 財政健全化計画における公的資金の繰上償還について

最初に財政健全化における公的資金の繰上償還についてお聞きします。今議会においても多くの方々が質問されておりますので、私は繰上償還のみについて市長のご意見をお伺いさせていただきます。

当市における借入残高は約950億円であります。一般・特別会計の一人あたりの借金は赤ちゃんまで入れまして、約152万円あります。よく言われる夕張市はこの3月6日から管理下の下、財政再建団体としてスタートを切りました。借金は約630億円。一人あたり485万円あります。当市の借金と夕張とは言うまでもなく大きく違うものと確信しております。子ども、孫までも残せる借金と、そうでないものとの大きな違いがあります。今、市をあげて取り組んでいるところであります。私たち議員もチェックをしながら見守りたいと思っております。

私はその中で、地方自治体が高金利時代に財政融資資金などから借り入れた地方債の繰上償還についてお伺いします。一言で言いますと、地方団体がかつて高金利時代に借りたその負債の金利のコストに今、苦しんでおります。今、金利は多少上昇したとは言え、随分違い

ます。

私は正直なところお恥ずかしい話でありますけれども、議員になって初めて、いくら金利が安くても民間みたいに借り換えができないことを知りました。率直な疑問でした。なぜだと。おかしいではないかと。国ばかりよい目をしておいて、地方はそのしっぺ返しを被っている。この政治社会の難しさを知りました。

私は折りある毎に国会議員に「おかしいではありませんか」と、「矛盾しているとは思いませんか」と。また私だけではなく、多くの地方議員は折りある毎に要望をしてきたと思います。政治というものはそんな簡単なものでないということも日々教訓しております。

しかし、総務省の19年度地方財政対策の中で、公的資金の繰上償還による公債費負担の軽減が盛り込まれました。行政改革、経営改革は行う地方団体を対象に平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金還元、償還が保証金なしで行われるということでもあります。高金利の地方債の公債費負担も軽減するものであります。これはわが党の沢国会議員が12月の国会で強く要望したことにより実現したとも聞いております。わが地方にとってみれば、大変ありがたいことでもあります。

そこで私は、市における借入金950億円のうち5パーセント以上の金利の債務は、174億700万円あると聞いております。このチャンスに今後の繰上償還の具体的計画をお聞かせください。

対象は財政状況が悪化し、徹底した総人件費の削減などの内容とした財政健全化計画を策定し、抜本的な行政、経営改革に取り組む自治体で、金利5パーセント以上の借入に限ると言われております。普通会計債、及び公営会計債、上水道、下水道、病院の地方債を策定して提出すべきと考えますが、当市の計画をお聞かせいただきたいと思っております。

2 がん対策の推進について

次ががん対策の推進についてお聞きします。日本人の死亡原因の第1位である、がん対策の推進は、国をあげ急務課題となっております。わが国ではご承知のとおり、国民の2人に1人ががんにかかり、亡くなる方は3人に1人ががんが原因で亡くなっております。がんで亡くなっている人は年間で32万人以上あがっております。しかもがんにかかるり患率や死亡率はともに上昇を続け、誰がいつがんを発症しても不思議ではありません。多くの市民が大きな不安を感じています。

がん対策基本法がこの4月から施行されます。調査してわかったことは、患者さんご家族の8割以上が日本のがん医療に不満を持っておられるということでもあります。そしてよい病院や医師を探してさ迷う患者の姿は、がん難民と称され、68万人とも言われております。深刻であります。本腰を入れた対策の必要性を痛感いたします。

一方で欧米では日本と違ってがんのり患率、死亡率ともに減少を続けております。一体どこが日本と違うのか。日本のがん対策の問題点を明らかにして、一刻も早く取り組まなければなりません。要約すると7つの問題があるとされております。

1つは住む住所や病院によって治療の内容、レベルに大きな差がある。地域間病育間格差

であります。その結果、多くの患者さんが、標準的ながん治療すら受けられずに亡くなっているということでもあります。

2つ目に、海外で承認されている抗がん剤が日本では未承認のために使用できずに、遺伝子治療や免疫治療などの精神がん治療も日本では受けられないのであります。

3つ目に放射線治療や科学療法などのがん治療専門医の圧倒的不足であります。

4つ目にがん患者に対し、外科、内科、放射線科、精神科などの各医師や看護師、薬剤師などがチームを組んで治療にあたるチーム医療が日本では普及していないため、患者が最適な治療を受けられる体制になっていないこと。

5つ目に患者さんが治療のために情報を得ることや安心して相談できる窓口が不十分であること。

6つ目にがん治療によって早期発見、早期治療が不可欠にも関わらず、欧米のがん検診受診率が80パーセントから90パーセントに対して、日本では10パーセントから20パーセントと極めて低いということ。

7つ目に終末期医療に及び緩和ケアが不十分で、医療教育の見直しが必要であること等が掲げられております。

そこで本市におけるがん対策の推進についてご質問させていただきます。本市におけるがん検査の現状と受診率向上に向けて、どのように取り組みを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

私は議員になって最初の12月議会でも質問させていただきました。予防医療が重視されるなか、健康づくり推進についてお伺いしました。治療中心から予防策の徹底による医療費の抑制へ大きく転換すべしと主張しました。本市における健康づくり推進員制度の配置と、スポーツの推進による介護予防の支援体制の整備をすべしと訴えさせていただきました。今ようやく健康推進員制度の配備について考えられているようですので、また進めている範囲で結構です。関連がありますのでお聞かせいただきたいと思えます。

2番目に脳ドックの健診への助成制度の導入についてお伺いいたします。がんと同じく懸念されている脳血管疾患、死因の12.5パーセントであります。脳ドックの健診は健康チェックに有効な検査です。言うまでもなく予防医学の高い評価を得ております。

しかしながら現実には健康保険が使えないために、非常に高い自己負担を強いられています。健康のためならお金に糸目はつけないと言いたいところでもありますけれども、なかなかそういうわけにはいきません。多くの方々が現実の中に必死で頑張っておられます。頑張れば頑張るほど健康も心配です。特に脳卒中の脳出血と脳梗塞は、早期発見、そして早期治療が大事と言いながら、金額を考えると一般人はなかなか受ける機会が遠ざけられているのが事実であります。

多くの方が脳に対する不安を持っております。脳ドック健診への助成制度の導入についてどこよりも先駆けて進めてはいかがなものかと思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

3番目に女性のがんの死亡原因のトップであります、乳がんへの対策で効果的なマンモグラフィー健診の拡充についてお伺いいたします。私は先の9月定例会でも一般質問させていただきました。この4月より40歳以上で偶数年齢だけであった対象が、精密検査で翌年度再検査と指摘のあった奇数年齢者にも受診できるようになったということは、私は大きく評価したいところであります。一步前進であります。

しかし、がんはおわりのとおり遺伝子性を十分に要しております。普通であるならば、45歳から50歳までがピークと言われておりますが、この乳がんも遺伝性のある方は30歳がピークと先も言わせていただきました。これで良かったというわけにはいかないであります。家族に3人がんの方がいたならば、20歳から必要だと言われております。市長、30代、20代の女性に1回でもいいですから、健診できるような体制などをできないのでしょうか。市長の女性への暖かい思いやりを、決意もあわせてご所見をお伺いさせていただきますと思います。

3 少子化対策における妊産婦無料健診の助成拡大について

次に少子化対策における妊産婦無料健診の助成拡大についてお聞きします。公費による妊婦の無料健診の回数は、現在当市においては妊娠20週目までの前期と21週目以降の後期にそれぞれ1回、計2回の費用の助成を行っております。費用は1回約5,000円で、血液検査を伴うと1万円から1万5,000円程度かかります。妊産婦健診、妊産婦健康検査は厚生労働省の通知によりますと、妊婦初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数であると示されております。無料となる2回を除いても自己負担は12万円で、若い夫婦世代の負担感は大きいものがあります。

無料健診が5回以上に増えれば、自己負担が10万円以下に抑えられます。厚生労働省は健康で安全なお産をするためには、5回以上の健診が必要としております。子育て支援対策を考えると、無料回数の拡充と公費助成の拡大を必要と考えますが、市長のご意見をお聞かせください。以上、大きく分けて3点、壇上からの質問とさせていただきます。

市長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 財政健全化計画における公的資金の繰上償還について

財政健全化計画における公的資金の繰上償還の問題でありますけれども、議員おっしゃっていただきましたように、わが市、全体的には950億円、このうち大体400億円強が一般会計、あと下水で300億円、上水で200億円というのが主なところであります。これは17年度一般会計の決算統計であります、そういう数字が出ております。

繰上償還の具体的な計画であります、これも議員おっしゃっていただきましたように、19年度の地方財政計画の中で初めて民間資金からの借り換えによる政府資金の繰上償還をやっているということでありまして、内容的にはおっしゃっていただいたとおり、5パーセント以上の金利であります。

全体で約10兆円該当部分があるそうでありまして、大体。その中で国全体では5兆円の枠をまずやろうということでありまして。対象団体はこれもおっしゃっていただいたとおりであ

りまして、まず合併をしているか、していないかと、ここが一番であります。財政力、公債費、あるいは公営企業資本費、これらについて段階的に条件を設定するというところであります。

この条件そのものがまだ詳しく出ておりませんので、私どもの公債費といいますがこの部分が、どの程度どこに該当するのか、まだ細かではありません。ただ先般、自治省の頑張る地方応援プログラムの各県を回っていただいているわけで、その際に私どもも出席させていただいて、この公的資金の繰上償還について総務省の財政課長にお話しを伺ったところ、ここだけはちょっと宣伝していただいて良かったと思うのですけれども、「南魚沼市さんは実質公債費比率23.4という県下最高だそうですから、まず該当しますよ」と言っていたのですが、これは冗談といたしまして、まだまだその他にそれぞれあるわけでありましてけれども。

これが確かに175億円近くある。この5パーセント以上というのも、7・・・8はまだありませんが7前後というのは相当ありますし、水道会計などでも20億円あるわけですから。これが例えば全額借り換えが行われれば年間1億円以上の金利負担が軽減されるということでもあります。

ぜひともこのことについては積極的に取り組んで、最大限この制度を活用させていただきたいと思っておりますが、申し上げましたようにまだ詳細がごくつまびらかではありませんので、もう少しまた、詳細についての返答は差し控えさせていただきます。6月定例議会の頃には大体どの程度該当してどうだということは、ある程度わかるのではないかと考えております。

2 がん対策の推進について

がん対策についてであります。18年度の実施結果がちょっとやはり今、議員おっしゃっていただいたように。例えば胃がん健診、これは17年度では5,608人の受診者がおったわけでありまして。ところが18年は5,068人。540人も減っている、マイナス9.6パーセント。肺がん、これについては1万1,512人あったのが1万407人。1,105人減っているのです。これも9.6。大腸がんも133人減って2パーセント減。乳がんも203人減って11.8パーセント減。子宮がん健診にいたっては2,814人だったのが1,663人。1,151人、40.9パーセントも減っているということでもあります。ただ前立腺のがん検診だけは、ここから始めたということでもありますので70人。これは皆増であります。こういう状況であります。まず状況。

今年度秋に全市を対象にして健友館を会場といたしまして、この漏れ者健診を実施する。こういうことで受診者の増に努めましたが、先ほど申し上げたとおりいずれも前年度を下回る結果であります。これは行政もさることながら、やはりご本人の気持ちといいますが、意思、ここに相当問題もあるというふうに考えておるところであります。原因についてはよくわかりません。

子宮がん健診につきましては、17年度から20歳以上偶数年齢対象としておりましたが、

先ほどおっしゃっていただいたように17年度は移行期として、奇数年齢者も対象としました。この受診率向上に相当私どもも一生懸命呼びかけているわけですが、今のところ何が原因だとか、ここを克服すれば何とかなるというそういう部分がなかなか見えてきませんので、これといった決め手というのは今、持ってありません。

新年度から健康づくりに対しまして、市民が主体的に取り組む環境づくりを作っていくということで、地域と行政と一緒にあって取り組むために各行政区に健康推進員、これはおっしゃったとおりであります。これを立ち上げますので、そうした方たちとその健診の必要性、有効性についてとにかく地道に啓発していくという以外にこの受診率向上についてはなかなか決め手がないというところであります。

脳ドックの健診の助成制度。これは今、JA魚沼みなみとの共催事業で60歳から脳血管疾患と認知症予防を目的に「健やか脳の活性化事業」を行っているところであります。JAから助成、そして、大和病院の協力をいただいています。18年度は28人。大和で8、六日町で20人の参加、これしかなかったわけでありまして。この事業のピーアールを特に強化していきたいと思っておりますし、JA塩沢さんにつきましてもこの共催要請をしていますけれども、まだお返事をいただけていないというところであります。

自己負担で5,000円。これを脳健診、これはMRIと家庭社会活動調査、そして心理機能調査を行いまして、この4月から大和病院の院長にご就任いただく宮永先生 若年性認知症の大権威でありますけれども、この先生に読影と判定、そして個人結果説明をお願いしているところであります。

この脳ドック、健友館の場合には人間ドックのオプションとして今実施しております、MRI、頸動脈エコー、神経内科、この診察が内容で3万1,500円。これは1日1人しか受け入れができませんで、年間50名程度しか希望に応じられない状況であります。

この助成制度につきましては、財政的な問題もあります。非常に難しい部分がありますので、JA等との共催、これについてもっと強化をしていければというところであります。今、市から助成ができるという状況ではないということ、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

マンモグラフィであります。これは40歳以上原則として2年に1回ということで、これをやってきましたが、19年度からは前年度の精密検査の結果、1年後のマンモグラフィ健診を推奨された奇数年齢者も含めるように改めました。好発年齢ということで、今までは40歳以上ということだと思っております。これが今までの医学的な見地であります。しかしながら、今、議員おっしゃったように、最近では20台後半からのり患も多く見られており、こういう研究結果も出ておりますので、やはりこの健診拡充について年齢の引き下げを検討していかなければならないと思っております。そして受診率の向上に取り組んでいきたいと思っております。

3 少子化対策における妊産婦無料健診の助成拡大について

妊産婦無料健診の助成拡大であります。これは今2回ということでご承知だと思いますが、

今回、国の方から19年度の地方財政措置でこの健診も含めた少子化対策について拡充をしたので、13回から14回程度が望ましい受診回数の中の5回程度の公費負担を行うとともに、健診受診の重要性について周知広報を行うようという、こういう通知があったところでもあります。この通知がちょっと遅かったということもありまして、しかも健診単価、これらも決定しておりませんでしたので、新年度予算では予算化を見送ったところでもあります。まだわからなかったということでもあります。

これは単価につきましては医師会も含めた単価協議会で決定して、医療機関に委託している。3月に行われました当協議会で従来の1回当たり、6,165円で実施していただけること。これは決定をしたようでもあります。

出生数を大体520人とし、この単価をかけますと、1回あたり大体320万円。3回分で1,000万円。これらを要するわけではありますが、国の財政措置がまだごくつまびらかではありませんので、これらを見極めながらやはり検討をしていくということでもあります。

これはいつも申し上げますが、検討するという事はしないことだということではなくて、実施を前提にこの国の財政措置も含めて検討していきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

中沢一博君 1 財政健全化計画における公的資金の繰上償還について

繰上償還に関しましては、まだこれからということですので、本当に積極的に取り組んでいただきたいと思います。例えば下水道事業ひとつにしましても、今、本市においては332億7,400万円の負債がある。その中で5パーセント以上の金利は57億4,100万円というふうに聞いております。私はあまり専門化ではございませんので簡単には算出はできませんけれども、例えばそれを2.3パーセントに切り替えた場合、この下水道だけでも1億2,000万円の金利が少なくて済むわけであります。そういうことを考えたときにやはり早く策定して、どんどんこれは前に進めていただきたいと思いますので、この点をよろしくお願いしたいと思います。

2 がん対策の推進について

次ががん対策推進でありますけれども、受診率の低迷ということで、先ほど市長からもお話しいただきました。正直なところ我々は凡人でございますので、体調のいいときというのは、なかなかこういうことはできないというのが事実でございます。ですけれど、今の現実を見たときに、広報だけの加入、ようするにお知らせというかたちですね。これがいいかどうかというものをもう1回やはり検討してみるべきではないか。

これほど受診率が少なくなっているということは、今の体制は私はいいいというふうには思わないのです。やはり能力ある執行部の方からどうしたら一人でも多くの方が受診できる体制ができるだろうか。そういうことをやはり検討していただきたいと思います。

これに関しましては、財政というふうな部分が出てきますけれども、財政が大変だからこそやはり予防に、精査した予防の中でお金をかけていかなければいけない。そういう部分であると私は思っております。アメリカがなぜあんなに受診率が高いのか、80から90パー

セントと言わせてもらいました。私も私なりに調べてみたら、おわかりのとおりこの日本は、国民皆保険になっております。アメリカはそういうものがありません。ですから例えば盲腸にかかった場合は、日本は10万円以下で終わりますけれども、アメリカの場合は130万円かかると言われております。だからお金のない方は医療は受けられないのです。

だからどうしても今度は予防に、もう自分の頭をもっていけないとできないという、そういうシステムは確かに事実でございます。けれども、やはりこの分を予防というものを重んじたときに、今どんどん受診率が少なくなっているときに、本当にそれだけでいいのかなというふうに感じます。

会社でいえば私はこれは必要経費だと思っております。そういう面で私は先ほどちょっと具体的な話がなかったのですが、この健康推進員制度という部分でありますけれども私はこれをすごく高く評価したいですし、関心を持っております。

自分自身もこのなったときに長野県が日本一の長寿国で医療費が最低である。もうご承知のとおり。私も調べた中でやはり結論的に、私はまだまだそんなことを言える立場ではございませんけれども、自分なりに調べた結果、行き着くところはこの健康推進員でありました。

これは私たちができる範囲のあれです。我々市民ができることは何かと考えたときに、この健康推進員制度の拡充ということは、すごく大事であると。意識高揚というものが大事であるということを感じました。その中で今、行政が始めようとしているところに私は評価したいと思います。

先日、佐久市へ私も行ってきました。後で調べさせていただきました。大体50人に1人がその健康推進員になっているということなのです。否応なく毎年回ってくるものですから、最初は嫌なのですけれども、だんだんやっているうちに健康というものが自分の中に取り込まれてくるわけでありまして。意識化してくるわけでありまして。

そのうちにだんだん6万7,000人口の中で1万577人も健康推進員の経験が30年間でできているわけです。否応なく健康というものが自分たちの中に入ってきているのです。最初は嫌だったけれども、それがいつしかもう区長さんではないけれども、番が回ってきたからと、こういう区長さんはいないと思いますけれども、そういうふうななかからでも、健康の部分の啓発をされて健康意識が高まっているという事実を、私たちの市もやはり取り入れるべきではないかというふうに実感しております。

がんの件でございますけれども、今、私たちの身体の中には、今の瞬間でもがん細胞が毎日5,000個できているということなのです。私はそれを医者から聞いてびっくりしました。ちょっと縁がありまして、それを聞く機会がありましたのであれですけれども。毎日私たちの身体の中には、5,000個のがんが実はできているのだそうです。だけれども、ようするにリンパ球などの免疫によってそれが毎日殺されている。それが毎日繰り返されている。だから毎日5,000勝ゼロ敗でなければいけないのです。毎日5,000勝ゼロ敗が80年間も続くわけがない。いくら打率の低い野球の選手でも80年間も打っていれば、いつかは当たるのです。ヒットを打つのです。これと同じように、がんというのは他人事ではないので

す。自分たちが毎日5,000勝ゼロ敗であるかどうかということに関しては、本当に私たちがもっと関心を持っていかなければいけない。私はそう思います。

そういう面でぜひこの啓発の件に関して、よろしくお願ひしたいと思います。この点を市長、もう1回ひとつよろしくお願ひいたします。

脳ドックの件でありますけれども、先ほど宮永先生がわが市、大和病院の院長先生になられます。昨年度、日本アカデミー大賞最優秀男優賞はご承知のとおり渡辺謙でありまして、そのあれが「明日への記憶」でございました。本当にこの映画は感動と涙で、私たちに若年性アルツハイマーとして問いかけてくれました。私はこの宮永先生が今、この当市に来られるときに、私は時が来たのではないかと思います。本当に認知症に関しては大変な権威の方でございます。こういうときだからこそ南魚沼市としてどこもやっていない、こういう部分を一步進めるべきではないかなというふうに私は感じております。

市長も話がありました。一人が3万1,500円であります。3万1,500円となると、やはり正直のところなかなか行きません。先ほど農協さんは一人負担5,000円の、脳の活性化事業によりまして5,000円でやっております。では市の職員さんはいくらでやっておられますか。9,000円で脳ドックは受けていただけるのです。3万1,500円のお金がかかる中で、市の職員さんは助成を受けて9,000円でできるというふうに聞いております。これは本当でしょうか、どうでしょうか。確認をお願ひしたいと思います。

私はこのとき、感じたときに、本当に職員と 私が間違ったらあれですけども 職員と市民とはこんなに違いがあつていいのだろうか。本当に正直なところ、私はあまりにも市民の目線に立ったときに寂しさを感じました。もう1度市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

乳がんの健診のマンモグラフィの件でありますけれども、検討していただきたいと思ひます。本当におわかりのとおり、マンモグラフィというのは5ミリから発見できます。2センチまでは早期発見と言われております。だから8割、80パーセントの方が治るのです。先ほどもおっしゃっているとおり。

だけれども、今言ったように20代、30代に早く見つければ、もう1センチになるまでは乳がんというのは7年から8年かかると言われている。だから早く1回受ければ、受けられたら本当に安心というか、大事に至らない前にできるということなのです。20代、30代で1回でもいいから、私はそういう体制を、やはりつくるべきではないかなというふうに思ひます。

そしてこれだけ働く女性が多くなつたときに、優しい市長でございまして、例えば休日健診だとか、夜間健診など、そういうことも考えるべきではないかと、そういうふうに私は考えます。この点も市長からお伺ひさせていただきたいと思ひます。

3 少子化対策における妊産婦無料健診の助成拡大について

そして最後のこの妊産婦の無料健診でありますけれども、国がそういうふうを示していたということでもあります。本当にありがたいことでもあります。ぜひ1日でも早く実現で

きると確信して質問とさせていただきます。以上です。

市長 再質問にお答えいたします。

1 財政健全化計画における公的資金の繰上償還について

公債費といいますか、公的資金の関係であります。これはもうおっしゃったとおりであります。ただ、下水道関係は今、平準化債という制度が、去年か一昨年から始まりました。これはちょっと述べていますけれども、長く延ばすというそういうことも可能になっているということでもあります。他の部分については先ほど申し上げましたとおりでありまして、極力該当させてもらうように、万全の体制を整えたいと思っております。

2 がん対策の推進について

がん検診の受診率向上。これは議員もおっしゃったように、私もちょっと触れたと思うのですけれども、やはりなかなか行政が呼びかけていても、それは個々に呼びかけるということまでいきませんので、健康推進員を4月1日から発足させていただいて、この皆さん方と一緒にきめ細かく指導といいますか、受診の呼びかけ、それからがんに対する怖さ、これを皆さんに周知をして、一人でも多くの皆さんが受診していただくように、まずそれを心がけていきたいと思っております。

他人事ではないというのは確かにそのとおりであります。毎日5,000個も出て、それを全部免疫でなくしているなんていう話は今初めて聞きました。恐ろしいことだと思っておりますので、そういうことも含めながら啓蒙していきたいと思っております。

脳ドック、市の職員というこれは、共済組合であります。組合。市の負担でどうかということではなくて、組合、いわゆる保険者の方でやっていただいていることでもあります。これは市の職員は共済組合に入っておりますので、確かそうすれば私もそうだと思いますが、まだ受けたことはありませんけれども。これは9,500円負担。最高で2万2,000円まで補助が出るということです。組合から出るということです。

そこでこの助成制度。これはある意味ではやはり保険者、一般の人間ドック、国保関係、他の保険も全部やっていますけれども、国保もようやくそういうことを始めたわけですが、保険者との協議、これがまず最初になるかと思えますけれども。今この保険者がどの程度のことをやっているというのは、ちょっと私が把握をしておりませんが、JAのこの助成というのは・・・これは市民誰でもいいのですか。（「市民対象です」の声あり）JAはそういうふうに行っているようですので、これらもまた協議しながら市がどういうことができるのか、もう1回検討させていただきます。ただ、基本的にはこれは保険者という感じになるわけですが、その辺も含めて検討していきたい。

マンモグラフィの健診時間の夜間とか休日とかというのは、これは可能かどうか。ちょっと担当課長に後で説明をさせます。

3 少子化対策における妊産婦無料健診の助成拡大について

少子化対策の関係の妊婦の無料健診については、国の制度を見極めながら極力対応していく所存でありますので、お願いいたします。

保健課長 2 がん対策の推進について

休日、夜間の健診でございますが、実施にあたっての一番の問題点は、健診機関との調整でございます。ちょっと今は手元に資料がなくて、日曜日やっていたかどうかはあれですけども、少なくとも土曜日については数回やっております。夜間についてはちょっと今のところ実績がございません。やる際には一番は、健診機関は毎日健診に出ているものですから、そことの日程調整といいますか、そこが一番課題というふうに認識しております。以上です。

中沢一博君 ありがとうございます。できることから進めていただきたいと。そんなに私も滅茶苦茶なことは言うつもりもございませんし、現状もわかっているつもりでありますので、とにかくできることから進めていこう、そういうふうに私は思います。

全て、時というものがあります。人生で、私もよく大先輩からといういろいろ聞いて、「中沢、時は大事だ」とよく言われたものであります。時というものは本当に、時を制したものが勝利を制するというふうによく世間でも言われておりますけれども、私たちの勝利とは何かとやはり考えたときに、私は市民が幸せになることが我々行政であり、議員の、またそれが私たちの勝利ではないかと思っております。

本当に一人でも多くの南魚沼市の住民の人が、やはりこの南魚沼市にいてよかったと言われるように、本当にいじらしいくらいな、そういう姿勢を示していくべきであると思っております。以上であります。

議長 質問順位 21 番、議席番号 4 番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 財政健全化計画について

昨年は大変な豪雪でありましたが、今年は一転して異常少雪ということで各所にかなりの影響が出ております。市でも2月8日には4億円規模の異常少雪の緊急支援と、1億6,000万円規模の市単独事業の早期発注を行っていただきました。大変素早い対応だったと思っております。しかし、これだけでは不十分との声もありますので、ぜひ、今後もさらなるご支援のご検討を期待いたしまして、これより通告にしがいまして一般質問をさせていただきます。

18年度より施行されました5ヶ年計画の財政健全化計画についてでございますが、この件につきましては、先ほど阿部議員からもありましたが多くの議員の方たちが質問をされましたので、できるだけ違う視点から質問をさせていただきたいと思っております。けれども重なっている点がございましたら、これは答弁から省いて結構ですのでよろしく願いいたします。

このことにつきましては、私も昨年6月の定例議会でも質問いたしましたが、施行されて1年経ちますので再度、1年行ってきての反省と今後の進め方についてお伺いいたします。

今後、財政上の国と地方の関係は今までとは変わってくると思われれます。今まではどちらかと言いますと、市債もいわゆる国の信用、あるいは後見というものを背景にして地方財政は保たれたと思っております。

しかし、これからの国と地方の関係は転換期に向かうと思われれます。今まで交付税を通じて自治体を保護してきた、いわゆる全国一律の護送船団方式は変わってくると思われれる。今

後は自治体、個別の信用と責任において自立を促す方向に向かっていくと私は思っております。

今までは自治体が銀行から借金をする場合、国の暗黙の保証があったと思いますが、今後は郵政民営化におかれましては財政投融资改革にも見られますように、地方債の引き受けの主役は、いわゆる政府資金から民間資金にシフトされていくこととされます。国の後ろ盾がなくなると当然市場からの資金の調達については、健全な運営をしていないと銀行もお金を貸すのに躊躇することになります。

また、各自治体が資金の調達をするときの金利の格差も出てくると思います。今後はますます地方交付税が大幅に削減されていくことで弱小自治体にとりましてはますます財政事情を圧迫していくことが懸念されます。

そこで市長にお伺いいたしますが、当市の5ヶ年の財政健全化計画で財政運営の自主性とその確立、資金調達の市場化という今、地方財政を取り巻く財政事情の変革に耐えていけるのか。また今のこの計画はこういったことを含めた計画なのか、市長にお伺いいたします。

また、今後当市では学校関係の耐震補強工事、下水道、斎場、消防庁舎、市庁舎。また、今年度行われる予定のスマートインターの整備など。また、ごみ焼却炉、市立病院などなどの問題を抱えております。加えまして先ほど述べた地方交付税の大幅な削減などが心配される中、先日、財政健全化計画の達成率が示されました。18年度は目標額の76.9パーセントで、19年度の目標の達成率は97.8パーセントということでした。

また、19年度におかれましては、この問題について財政シミュレーションを再試算するようでございますが、私は今の5ヶ年の財政健全化計画では、5年後にその後のことはまた考えればいい、そう思っているような計画であるとも思わざるを得ないわけです。また、5ヶ年では到底健全財政にはなりえない計画を伺っても、私など頭の悪い人間には全く先が見えません。市民の皆様もこの財政については大変心配しております。わかりやすく市民に説明し、市民の不安を取り除くためには、先ほどの阿部議員へも、計画の延長もあるという答弁でしたが、私はこの計画を5ヶ年ではなく、南魚沼市の財政が先ほどの事業や問題、そして交付税、その他諸々のことを鑑み、健全な財政と思われる、そういう年度をこれから10年後か20年後かわかりませんが、何年後には当市もこういった状況になり、健全化計画を終了する予定であるというような計画を示し、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしていくべきと考えますが、いかがですか。このことにつきましては、お考えをお伺いいたします。

また、市長は健全になったというのは、どういった財政になったときと考えるのか。それは平成何年になるのかお伺いいたします。

あと、市全体の借入金の残高は18年度末では950億円近くということですが、今の計画では21年度末のこのままいった残高の予定額がいくらになるのか。また、市長が言われます市の実質公債費比率が18パーセント以下になるのは27年度とされておりますが、その年度末の借入金の残高が予定ではいくらになっているのか。わかりましたらお伺いしたいと思います。壇上より質問を終わります。

市長 財政健全化計画について

高橋議員の質問にお答えいたしますが、最初にちょっとお断りを申し上げておきますけれども、事前通告についてただ、「財政健全化計画の見直しを」ということでありましたので、その具体的な数字、これは調べればすぐにわかりますけれども今ここで数字がぼんぼんと出てくることにはなり得ませんので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

この財政健全化計画につきましてはご承知のように昨年度、平成17年の12月に策定をさせていただいて、5年間の中期計画であります。この計画は一定の過程というのは、もとが平成15、16、17年、この3カ年の平均値を基礎といたしておりまして、それから推計をして今後5年間で不足する財源、約69億円、これを6項目、ご承知のように人件費から歳入の確保までであります。これに分けて、それぞれ目標額を設定しながら具体的な削減の方向を示している。

これをもっと長期に、例えば10年、15年にとということになりますと、議員もちょっと触れておりましたけれども、なかなか社会情勢や財政、国の方向も変わります。そういう中で10年先の財政計画はちょっと立て得ないということでもあります。立ててもそれは砂上の楼閣だということでもあります。砂上の楼閣というより・・・何に近いのかな、虚偽に近いとは言いませんけれども、ほとんど数字だけだということでもあります。5年間でも、5年でもこれはまだ、でも5年くらいはなんとか見通すだろうということ、こうさせていただきました。

これは10年、15年先の財政計画というのは、総合計画の中でも基本構想が10年先であります。そして基本計画は5年。そして毎年3カ年の計画をローリングしていくということでもありますから。なかなか今、おっしゃったように、世の中が変動がなくて条件が一定でこれ以上変わらないということであれば、それは50年とは言いませんけれども、10年や15年先は見通せますが、それを出したところで非常に危うい数字だということ、これをまずご理解いただいて、この5年でひとつご理解いただきたいと思っている。

当然5年後というのは5年経たないとわからないわけでありまして、3年あるいは4年経ちますとこの計画が達成できるか、あるいは非常に厳しいかということ、これは出てくるわけがあります。その時点にまた例えば厳しいければ、もっとまた先まで送りながらきちんとした健全化を図っていかねばならないということになります。

そういうことも含めて、前々から申し上げておりますように、これを立てたときともう1年ちょっとこれだけ条件が変わってきております。新しい数値を出されたり、いろいろあるわけです。19年度にそれらを総合的に含めて、もう一度財政試算をやり直して、そしてシミュレーションをいたしまして、またきちんとした対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

反省、今後の進め方ということで、今後の進め方は今申し上げたとおりであります。反省は前にも述べましたけれども、この行政水準の明確化と歳入の確保。これが非常に達成率が低いわけがあります。累計では行政水準の方は30パーセント。歳入確保の方は49.5。5

割切っているわけでありませぬ。

他の部分につきましては、ある程度達成は見通せるといいますか、そういうことになっておりますので、この2点。ここにいかに切り込んでいくか、あるいは歳入の確保を図るか。しかしながら、この行政水準の明確化というのは直接市民に痛みが入るといふ部分でありますから、ここも非常に細心の注意を払いながらやっていかなければならないことでもあります。そういう反省をしているところでありますが、進め方については先ほど申し上げました。19年度にもう一度きちんとした数値を、ということでもあります。

これが社会変化に対応した計画かどうか。それを考慮したか。相当自分たちでは考慮したつもりであります、社会変化の方が早かったといふますか、本当に今まで想定もしなかったような数値が出たり基準が出たりということでもありますので、その点は相当考慮いたしました、社会変化に100パーセント対応できてはいなかったという反省。これも反省であります。

今後予定されます大型事業、消防庁舎、本庁舎、斎場、スマートインター、いわゆる学校関係。ただ、この中で、この庁舎関係につきましては、前にもちょっと触れましたけれども、増築はいいいいたしません。それから耐震調査をやりましたら、非常にここは昭和51年建築でありますけれども、それこそ先を見た建築であったようでありまして、ほぼ、いわゆる耐震補強は1階の1部分で済むということでもあります。ですので、費用もそうかからない。ただ、内臓が大部痛んでおります。空調関係とか、電気関係、これらはきちんと整備しなければならなりませんけれども。

当初、この庁舎問題で10億円から13億円というお話を確かに皆さん方に申し上げたと思ひますけれども、増築はなし。内部改装。そこで済ませますし、あと用地買収が先般議決いただいた部分ともうひとつは農協さんの部分。これはかかりますけれども、数分の1で済むということでもあります。

そういうことも含めて、スマートインターも、学校も、これは全部やっていかなければなりませんので、計画にきちんと基づいてやっていかせていただきたい。このことによつて、財政計画はくるうということはございません。

平成何年に健全化が達成されるか。これは一応5年後にはきちんと達成したいという思いで17年に策定して18年から実行したわけでもありますので、18、19・・・22にはきちんとした財政にしていきたいということでもありますけれども。ただ、おっしゃったように、ではそれが済んだからそれでもう後は何ていいますか、豊満とは言いませんけれども大手を振って何でもやれる体制かと言ひますとそうではございませんで、引き続きスリム化と経費削減に努めていかなければ財政はもたないことは、ご承知のとおりだと思ひます。

例えば達成ができた、数値が達成できたとしまして、そこでゆるめるといふことは一切いたしません。引き続き緊張感を持って、それこそ「入りを図りて出を制す」といふ、この言葉を忘れないようにやっていかなければならないと思ひております。

以上でございますが、何か落ちがございましたらまたご指摘いただければ、よろしくお願

いたします。

高橋郁夫君 財政健全化計画について

この計画についてなのですが、19年度には見直すということの中で、先ほどの答弁から言いますと、延長もありうるというような答弁だったと思うのですが。私の答弁ではなくて、阿部議員の答弁のときは。その中でこの5年間ではなくて、やはり私はこういった計画は市民にとっても皆さんにとっても、目標でなくてはだめだと思うのです。その目標が先に見える目標でないと、それに向かっていく力というのがやはり薄れると思うのですけれども。その目標を定めて、その目標の年度のときには何とかもう健全財政になっているのだという、その目標がなければなかなか先が見えない。ではいつまでどうやっているのだということに、やはりまた5年後も不安になるみたいなのところがあると思うのです。

できれば、他の自治体でもやはり5年といわず9年のところもありますし、10年過ぎるところもあります。計画はやはりそれなりにある程度の財政が健全になるというものを目標をもって、他のところはやっているところもあると思います。

また、私はこういった計画期間を長くおいて、このたびのような下方修正しないような厳しい計画を組んで、要は見直すというのは上方修正になるような計画でやった中で、その中ではまたこの新市計画なども早期に一緒に見直して考えていかないと、なかなか今後またすぐ3年後4年後になれば同じことになるのではないかなという気がしております。ご答弁ありましたら、よろしく申し上げます。

市長 財政健全化計画について

再質問にお答えいたしますが、先ほども申し上げましたように、この5ヶ年計画。5ヶ年で、立てた当時はですよ、達成ができれば財政は健全化するということでもあります。しかしながらまた若干の数値の変更等が出てまいりましたので、19年度中に総合的に、総合計画も含めたり、集中改革プランも含めたり、実質公債費比率も含めたり、いろいろな案件がありますのでそれを総合的に勘案をして、もう一度この計画でよかったのかどうなのか、ここを練り直すということでもあります。

どういうふうになるかというのはまだ予測できませんけれども、そう大幅に、大幅に狂って、いわゆる年限もまだ5年も10年も延ばさなければならぬとか、69億円というのを200億円も削らなければならぬとかということにはなり得ないと思っております。

今ちょっと計算をしていただいたものが出ましたので、起債残高の予測であります。これは26年度末です。今、一般会計では400億円を超える記載残高が266億円前後になる。下水道は330億円あるものが300億円強。下水道はこれはものすごく長期にわたりますので、そう一挙にばんとは減りません。まだ投資もありますので。それから水道220億円近くありますけれども、これは115億円。そして病院ですか4億円。これらで今、950億円から1,000億円近いと言われている部分を693億円、約700億円に減額していこうという計画でございます。

しかし、これは当然ですけれども、相当、投資部分を抑制をして取り組まなければ、投資

部分ばかりではありませんけれども、強い意志でやっていかなければならないということでありますので、その強い意志をもちながら頑張ってみたいと思っております。

高橋郁夫君　　終わります。

議　　長　　質問順位 22 番、議席番号 21 番・和田英夫君。

和田英夫君　　壇上から注意をされないように気をつけながら、2 点ほど質問をしたいと思っております。

1 本庁舎構想と財政健全化について

始めに本庁舎構想と財政健全化についてであります。昨年 12 月 20 日、議会全員協議会でこの本庁舎構想が示され、今議会、市長も施政方針にも示されました。この組織機構改革と財政健全化の関わりということについてまず相対的には何うわけであります。本庁舎構想については昨年 9 月の議会で、大和・塩沢庁舎をから空きにして財政難のこの時期に駐車場も足りない本庁舎を増改築、整備することに市民の理解を得られないと、このようなことで質問をしました。さらに 12 月議会では、いわゆる合併時の財政試算、財政シミュレーションでありますけれども、これもかなり当時の話と違いが出てきているが、ということでの議論。また、言われている本庁舎整備関連にどれだけの財政負担がかかるかというようなことを議論しながら、本庁舎構想は急ぐべきではない、との議論をしてきたことを思い出しているわけであります。

今回は本庁舎 5 部 16 課体制、これは全体的には 6 部 23 課というようなことも言われているわけでありますけれども、これと市税などなどの未納、滞納対策であります。この未納滞納問題はいわゆる税の公平性、自主財源の確保、納税秩序の確立など合併前から各町とも大きな課題であり、合併時に収納対策室を設置して採用するということについては、それなりの期待を持って、税収増への期待がありました。

市長はこの新年度 19 年度から、市民生活部、税務課。機構図からいえば収納管理担当、あるいは滞納整理担当との考えでありますけれども、組織、機構面からは当初のいわゆる収納対策室の映りからすれば後退の感が私はあるわけであります。

そこで 18 年度現在の市の滞納状況でありますけれども、私なりにここに記載されている 22 項目程度の税負担金、使用料などなど、若干調査をしましたところ、ここに記載のような額が出てくるわけであります。もちろんこの調査項目、あるいはその調査時点が昨年 5 月 31 日現在、それから今年の 2 月 15 日までの間でありますので、若干金額の増減はあると思っておりますけれども。ここで私どもが真剣に考えなければならぬのは、滞納原因を正確に見極め　もちろん昨日、一昨日の議論の中でもこの辺も議論があったわけではありますが、正確に原因を見極め　分析して対応しなければならないと。このことはもちろんそのとおりであります。

そこで以下何点か市長に伺いをするわけであります。今まで議論にあるように、市の財政状況、あるいはこの現状を考えたときに、この滞納額についての市長の所見。まあまあこんなところだろうというのか、その辺の所見であります。

またこの滞納原因が生活苦によるのか、あるいは納税意識による滞納かということで、これも今までの議論でも出ているようでありますけれども、この辺をどういうふうにおおむねこの金額についてご認識をされているのか。半々くらいの割合だろうか、その辺の市長の認識を伺いたいわけであります。

総務委員会報告、総務委員長から報告があった中で、税務課長と対等の立場で収納対策室を置いたが、あまり機能しなかった。これは総務委員会の報告書の中に記載されているものをお借りしたわけであります。から収納担当参事を配置し、市民生活、税務課、収納管理、滞納整理担当として、というようなことで今度はなるわけであります。ここに書いてあるように特別な思いを持って、市長がこういう市民生活部、税務課の中にこういう組織を作ったのか。この辺の意気込みといいますか、それをひとつお伺いしたいわけであります。

3番目、私はかねがねこの本会議場で市長と議論しておるように、税、あるいは負担金、使用料などなどの滞納を一体的に取り組んだ方がいいのではないかと。こういう議論をしてきました。しかしその当時は市長も、いや、税と使用料等々は性格、性質が違うから、ということとそういう考えは消極的なようでありましたが。

そこで若干、今現在の滞納に対する行政側の取り組みということでちょっと調べさせていただきました。国税徴収法という中で徴収職員、あるいは地方税法では徴税吏員とかというようなことで、そういうひとつの職員を総務課人事部なりで市長が辞令を出すようでありまして、しかもその証明証といいますか、身分証を皆さん持っていなければならないようであります。大変私も勉強になりました。これは徴収職員の心構えということで、これは今現在、徴収職員なる身分を持っている方が41人いるそうです。税務課収納対策室、あるいは大和、塩沢で3~4人ということであるわけであります。

この方々はここに書いてあるように民事裁判手続きを踏むことなく滞納者の財産を調査し、差し押さえることのできる権限を持っているそうです。この41人の徴収職員、あるいは徴税吏員といいますか、今は吏員と言わないようでありますけれども。

さらにこの財務規則91条の方でいわゆる市の中でお金を司る場合に出納職員、あるいは副出納職員、あるいは現金取扱員。さらにこれは予算書にも出てくるわけでありますけれども、市税収納嘱託員、これもあるわけです。こういった方々がこの滞納なり収納業務をやっているようであります。

そこで、徴収職員は41人と、これは絶対的な権限を持っている方がいるわけです。それで通常の庁舎から出ていわゆる収納業務にあたる現金取扱員、これは120人ほどおるようであります。120人。これも大部分の課に配属されておるようでありまして、120人ですから非常に多いわけであります。これはやはり所掌事務に関わる収入金を出張で徴収する場合にこういう現金取扱員証というものが必要だと、こういうことであるわけであります。

そこでひとつ私がちょっとわからないのが、もちろん私が調べた滞納状況は22項目ですから、非常に多岐にわたってあるわけでありまして、学校給食も若干ですがあるわけであります。ここに学校教育課、いわゆる社会教育課も社会体育施設の使用料等々で若干これはお

金を取り扱うようでありますけれども、ここにはこの現金取扱員の辞令が出ていないのです。財務規則のこの中には、

おそらくこれは教育関係ですからまた別の徴収方法でとられているのだと思いますけれども。この辺はよくわかりませんが、別の方法で間違いのない収納業務をやっていると思いますけれども、その辺、もしわかりましたら教えていただきたいわけであります。

私も保育料、あるいは水道料、下水使用料、あるいは給食費、市営住宅ということで、ぼつんぼつんと調査をさせていただきました。保育料の場合は、仮に保育料の未納があると、園長先生がいわゆる収納のお願いを出して、あとは子育て支援課の皆さんがまたお願いをと、どうもこういうシステムのようであります。

今、新聞でいろいろ報道されているように、給食費の問題、あるいは教材費の問題などで報道されているということで、私も学校教育課長にそちらはどのようになっているのか、こういうことでちょっと聞いたわけです。学校教育課では各学校、学校のことですから、ごくはつかんでいないというようなことでした。なるほどなど。

しかし、給食費の関係もあるということで若干私も調べたわけですが。南魚沼市立の小学校、中学校の管理運営に関する規則というのはもちろんあるわけですが、ここの第18条、教科書以外の有益適切な教材を使用し、教育内容の充実に努めなければならない。これはいわゆる教材の使用ということでありまして。次に第19条で、教材の選定について保護者の経済的負担を考慮しなければならない。こういうものもあるのです。第20条には、副読本、解説書、参考書、各種問題集、学習帳、練習帳、これについては教育委員会に提出をなさないと、こういうふうになっている。

ということは、ある程度各学校の教材を含めた学費については、やはり学校教育課や教育委員会は、固有名詞は別として、ある程度きちんと掌握しておく必要があるのではないかと、いうふうに私はこの管理規則の中で感じたわけでありまして。給食費の問題を含めて、いや、そうではないというご答弁がありましたらお願いしたいわけであります。

例えば市営住宅も条例第18条にあるわけで、家賃の減免、あるいは徴収猶予の項目があるわけでありまして。これも指定された期日に納付されない場合は、10.95パーセント乗じた延滞金額を加えるとあるのです。ただし、減額あるいはまた免除することができるわけですが、現実にはこれは県営住宅の関係があるということで、県の滞納整理方法によって、必ずしもこの条例どおりにはやられていないということですが。これは良い、悪いは別として、そういう県のやり方に沿ってやられているのかどうかを、ちょっとお伺いをしたいわけでありまして。

そういったことで、私は先ほど言ったように一体的により専門的な機構、組織としての滞納整理を取り組んだらいいのではないかと、ここで市長にお伺いをするわけでありまして。さらにいわゆるこの関係の皆さんの市民感情を考えたときに、あるいはまた収入効果を高めるためには、そういう方々との生活相談、あるいは納税相談指導などなど、やはり新たな組織で対応すべきではないかと、いうことで提案をしながらですね。しかもこれも本庁

舎に全部その担当が寄ることなく、たまたま大和、塩沢の庁舎が空いているわけでありますから、その辺を活用しながらこの納税指導相談、これに取り組んではいかがですか、ということ提議を申し上げるところでございます。

2 「空き住宅の活用・漏水料金の見直しを」についてその後の対応は

次に2番目の質問でありますけれども、空き住宅の活用、漏水料金の見直しのその後の対応はでございます。この空き住宅の活用については平成17年12月議会で質問をしましたが、市長は空き住宅の実態調査、あるいは入居希望者の意向調査をしたいとの答弁でありました。その後の本会議の質疑で、若干その辺の答弁も聞きました。何かその割には空き住宅も少なく、また希望者もないようだというような答弁があったように聞いているわけでありますけれども、この辺で正式にひとつお答えをいただきたいと思うわけであります。

それから漏水料金の見直しについても去年の9月議会で、市長も上限設定を含め減額方法については公平・平等の立場で検討するというところで答弁がありました。5日のこの初日には、ここに同僚議員も関連した質問をされまして、まあまあ方向が見えてきたところもあるわけでありますけれども、ここでひとつ答弁をいただきたいと思っております。1回目の質問を終わります。

市長 和田議員にお答えいたします。

1 本庁舎構想と財政健全化について

前段のことについてはもう議論は申し上げませんのでひとつ。今までそれぞれ活発なご議論いただきましてありがとうございました。

さて、滞納関係でありますけれども、滞納額については議員触れておりますように、いろいろ含めると約19億円であります。これやはり多い。間違いなく多いと思っております。しかもこのうち、いわゆる税が入湯税まで含めて約17億円。その他に国民健康保険税が4億2,000万円でありますから、税と言われるものが大体、19億円のうちの17億円を占めているわけであります。これは本当に多い。

そしてこれは特に県内におきまして、最もバブル崩壊の、バブル景気と崩壊後の落差といえますかこの影響を受けて、税の方においてはその負の遺産がまだ相当残っているということであります。

滞納の原因につきましては、生活苦によるものかどうか、この判断は個人的な感覚の差がありますので非常に把握は難しいわけですが、傾向といたしまして年代別に申し上げますと、若年層においては納税意識が低い。そして高齢者におきましては生活苦が多いという傾向にあるというふうに認識をしております。

そこで今度は収納対策室からこの参事という、機構改革の件でありますけれども、税務課に一本化した目的の主なものは、課税担当と収税担当がお互いに応援を強化させていただかなければならない。そして税務課はご承知のように、非常に繁閑の激しいところであります。閑というのは暇ということではありませんけれども、非常に忙しくなるときと通常業務というとき。このときにもお互いに応援ができて、そういう平準化を図っていきたい。そしてそ

れを収税能力の向上にあてていきたいということでもあります。

やはりいいことではありませんけれども、課、あるいは室というふうに分離をいたしますと、どうしてもそちらのそのセクト主義ではございませんけれども、そういう部分が必ず生じるわけですので、その辺を配慮をさせていただいた。そして室は当然ですが解消させていただきますが、収税を担当する参事を配置いたしまして、これは課長の指揮下であります。そして人員も増員をして、収納の強化を図ってまいりたいと思っております。しかしやはり厳しい状況だとは思っております。

税、負担金、使用料、この滞納金を一体的な対策としてということでもあります。これは一体的にということですね、収納を。そこでこれは一元的な収納、ここを見てまいりましたけれども、やはり今、議員ちょっと触れていただきましたが、税、負担金、使用料、それぞれのやはり制度の違い、あるいは収入金の充当先。例えば税金も保育料も学校給食も未納であったとして、それを1万円なら1万円を一体ではどこへどれだけ入れればいいと。これはものすごく面倒なのです。ですので、そういうことも含めて収入金の充当先、それから制度に関する苦情の対応。これらを収納サイドで全部カバーしなければならないといいいますか。非常にそういうことも範囲が広くなりすぎて対応が不十分。

そこで今後は原則として、それぞれの分野で収納対策、収入対策を講じてまいりたい。それぞれの分野であります。水道は水道、国保は税務課ですから税ですけれども、いろいろの使用料の未納だとか、そういう部分も含めて。議員ご質問にありました、いわゆる現金取扱員がどうだとか、こうだとか。このことにつきましては後ほど総務課長の方からお答えいたします。

4番目の税の相談体制を、大和、塩沢庁舎にも整えてはどうかということでもあります。これは特別な部署は設けておきませんけれども、それぞれの庁舎において生活や税に関する相談、指導は行えるように人員配置をきちんとやりますし、そういう体制を整えさせていただきます。ですので、例えば大和庁舎に税務課というのはございませんけれども、税の相談に行っても対応できる。そういう体制をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 「空き住宅の活用・漏水料金の見直しを」についてその後の対応は

空き住宅の活用についてその後の対応であります。12月議会での答弁を受けまして、それぞれ市営住宅の調査結果であります。入居希望ですね。空家であれば入られるかということですが、市営住宅の入居選考から漏れた世帯に聞き取り調査をしてまいりましたが、要望がほとんどないという状況であります。

空家情報は、職員に協力をお願いしまして空家情報を収集した結果、12軒、12戸の空家情報が寄せられました。地主に確認した結果、1軒だけ賃貸、貸家の意思がありまして、これは浦佐地内でありまして昭和47年建築、木造2階建てとこういうことでもあります。このについては現在まで借家、借りる方の要望は全くないということでもあります。

そこで行政として、この空き住宅の活用については、これはもう考えても全く空振りだと

いう方向だと思しますので、当面は考えない。そして例えばこれを市が借り上げてどうだとかという部分については、これは民間の不動産業者の範疇に入るのではないかと思いますので、市はこのことについては今後はあまり考えないにしよう。

そして若い皆さん方が一番やはり抵抗感を感じるの、1軒家で、ということになりますと、大体その集落の構成員になるわけです。そうしますと、地域行事の参加だとか、あの役をしるとか、これしるとかそういうことをやはり非常にわずらわしく感じている。消防団も同じなのです。そういうことですので、なかなか対応が難しいということでもあります。

今後はこの公営住宅の入居募集予定は3月30日に14戸。6月上旬に18戸の募集をしたいと思っております。これは6月上旬につきましては、教員住宅から移譲していただいた東泉田住宅、これらを中心に募集させていただきたいと思っております。

水道料金の見直しであります。いろいろ検討させていただきまして、先般もちょっと申し上げましたが、対象者の一番困るのは冬季間雪の下で漏れていることもわからない。発見をしたときにはもう多額の請求金額になっているということ。ここで毎月検針期間は5月から11月。この間は漏水の早期発見が可能でありますので、料金もそれほど多くはならないと思ひまして、現状どおりの50パーセントとさせていただきたいと思ひます。この減免は変更しない。

冬季間は、管理者が定めた期間は70パーセントの減免を行うということでありましたが、4月1日からこれは施行ということになりますけれども、今年度につきましては、自主検針者については、12月から3月申請分についても適応したい。これは70パーセントの減免を行うこととさせていただいたということでもあります。それで私どもが定めた期間は通常で12月から4月でありますけれども、17・18豪雪でありましたので、12月から5月、こういうふうにさせていただいているということでもあります。

この結果、今までより1.4倍の減免となりまして、個人で30万円以上の漏水による請求はほとんどなくなるものと考えられます。そういうことでもあります。冬季の減免率3分の2、または4分の3ということにさせていただきました。

そういうことでこの漏水対策といいますが、漏水料金の方については相当配慮をさせていただいたと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

総務課長 1 本庁舎構想と財政健全化について

今ほどの件でございますが、各課長につきましては出納員の辞令が出ておりまして、出納員の命を受けて、各課員に、これは一部でございますが、現金取扱員という辞令が出ております。

先ほど言われましたように、税の方につきましては徴税吏員。これにつきましては今、地方自治法の改正で「吏員」という呼び方が違って「職員」というふうになったところがございますが、まだ税法の方が変わっておりませんので、税に関しては今までどおり徴税吏員ということで、これに関しては強制執行ができるということがございます。

今ほど言いました保育料等につきましては、これは強制執行ができる項目になっておりま

すので、児童福祉法でしたか、ちょっと法律の名前はわかりませんでした。保育料につきましては、国税徴収法に準じた徴収ができることになっておりますので、市長の命を受けた職員が強制執行する場合につきましては、行う。他の水道料につきましては、強制執行できませんので、裁判所に申し立てて、裁判所の許可を得て強制執行と、こういうかたちになるかと思えます。以上でございます。

学校教育課長 1 本庁舎構想と財政健全化について

今ほどの質問の中に、給食費の関係と教材費の関係が出ておりましたが、給食費につきましては、塩沢の方は自校方式ですので学校の方へ納めると。それから六日町、大和については給食センターなのですが、徴収業務、給食業務につきましては学校長に委託しているという関係でありまして、保護者は学校の方に一旦納めていただく。それを学校から給食センター、市の方へ納めていただく。

そういう関係がありますので、直接的には市の方で徴収をしていないということなのですが、ただ、そうは言いましても、これからはそういった滞納につきまして、センター長も積極的にこれから学校側の方と一緒に滞納という分と一緒に回るということを考えておりますので、19年度につきましてはセンター長の方にも現金取扱員の証明証をいただこうかなと、そういうふうに思っております。

それから教材費につきましては、どういった教材を使うかと、副教材を使うかと、そういったことについては教育委員会の方に届出、あるいは承認等が必要なわけですが、その徴収につきましては教育委員会の方は一切関わっておりません。

これはどちらかという、実費徴収になりまして、本来ならば保護者が業者の方に支払うわけでありまして、それを学校側の方で斡旋しているということで、学校側でも今、徴収という言葉は使わないで、預かり金というふうなかたちを使っておりまして、これは公的資金ではありませんので、学校側の方で対応をしているという内容であります。

和田英夫君 1 本庁舎構想と財政健全化について

それではまず始めに、学校教育課の給食、教材関係は学校長にお願いして、学校長が実際やっているからわからないと、こういうことですが。始めに言ったように一応教材費等々のそういうものは各学校がどういうものを使って、あるいはどのくらいの教材費だというのは学校教育課の方では全部つかんではいるが、ただ、預かり金などの性質だから、いわゆる預かり金の類がどのくらい滞っているというところまでの手は出さないと、こういうことです。

そういうことでしたらですが、いずれにしても保護者の負担にならないようにということがあるということは、ある程度その辺もきちんと担当課は現実はどうだということをつかんでおく必要があるというふうに私は思うのです。それは個人個人でなくても、この学校では大体皆さんの預かり金はないのだという、スムーズにお金が流れている、そのくらいのことはやはりつかんでおくべきだと思うのですが。これは後で市長からその辺のお考えを伺いたいと思うわけでありまして。

始めに戻りますが、滞納額が多いと。それから生活苦、あるいは納税はそれはまあ若者と高齢者ということ。さらに応援体制収納協力ということで取り組むということですから、それはそれなりの理屈があるわけですが。

そこで多いと言いながら施政方針の中で、この滞納の意気込み、滞納整理というか意気込みがちょっと見えないのです。強いて言えば、施政方針の3ページに「歳入の確保等」というこの文字があるだけでありますし、ずっといくと国保会計で国保税の滞納対策という、この2カ所はあるが、あとは特にそういう意気込みが伝わってこないのです。

それでは財政健全化計画のこの資料の、今年2年目のいわゆる歳入の確保です。歳入の確保の1年目の資料を見ると、市で使用料、保育料、各種保険料、各種料金等々の収納をやるのだと、こういうふうにあるわけですが、これは5年間で6億円で1年で1億2,000万円ですが、去年は計画数字は50.9パーセントだったのです。今年はこの資料で見れば、48.2パーセントです。つまりおそらく一昨日、昨日と話をしているように、この場合は決算をすると、この18年度のこれが50.9に届かないから、今年のこの確保等を落としたのかなという気がするのです。言ってみるけど、こういう具体的な数字としては上がっていないのです。

体制はいい体制にしたと言いながら、こういう健全化計画の2年目にして既にもう目標のラインを落とすということは、本当にこれで一生懸命なのかという気がする。もちろん難しいことはわかるが。

そこでこの件についても全国のいろいろなテレビで報道されているわけでありまして、例えば全国の滞納額が2兆375億円で、国の予算の5パーセントだというようなことも報道されているわけでありまして。それはそれであまりわが市のことと特に考える必要はないわけでありまして。

よく東京都庁の都税Gメンとか、あるいは地方自治体の財産差し押さえ作戦強化というようなことで報道をされておるわけでありまして、私も今回のこの質問に対して関係課長にいろいろ聞いてみると、それぞれの課長は一生懸命やっているのです。意気込みは持っているのです。意気込みは持っているが、なかなか壁にぶちあたっているのか、形として表れてこないということで、市長も話は言うが、やると言いながらも市長のお腹の中にも、気持ちの中にも、なかなか難しいなというのが伝わってくるのです。これはやはりかなりひとつそのつもりで取り掛からないと、なかなか難しいと思うわけでありまして。

一体的な収納対策。これは市長は今、いやいや、いろいろやってみたが結局制度は違うし、今のかたちでやるのだと、こういう答弁ですけれども。そこで全国的にはやはりいろいろな取り組みをしています。ある町では町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を作ってやっているのですね。差し押さえ、あるいは行政サービスの制限。氏名の公表なんてあるので驚きました。これは納税に誠実性を欠く者は　これはある町です　電話や文書催告に応じない者、凜呼訪問しても納税の誠意を示さない者、納税の約束をしながら約束を破る者、公職にありながら滞納している者　これは非常に難しい、大変なわけでありましてけれども

行政に対する不満を理由に納税を拒否する者。こういうものをあげて条例を作って、この特別対策をやっているところもありますし、また市税滞納対策本部を設置して、今言ったようなことを。

これも全て今はもう市長の言われるように別々ではないのです。したがってこれは市税等と全部言っているのです。市民税、国民健康、あるいは市営住宅使用料、下水道、保育料、これを一体的に対策本部を立ち上げるときは、こういうふうにやっているのです。制度が違うから、だからと言って税は税。こういうのは出てこないのですね、この取り組みの中では。

実は去年の秋、社会厚生委員会で長野に視察でお邪魔したある市長さんは、非常に意欲的に市政を行っていて、ここの市はけっこう財政が豊かだなどと、もちろん思うような市でもやはりこういうものに取り組んでいるのです。

また、ある交付税の不交付団体も、もちろん金があるから滞納を構わないでおいでいいという意味ではありませんけれども、そういうところもこういうふうにいわれる緊急対策本部なるそういうものを組織して、今度は副市長ということになるかと思いますが、そういう方々を本部長にしながらいろいろやり方はある。いずれにしてもその対策本部やそういうものを作っているのは、各種のいろいろなものを一括して対応しようと、こういう取り組みをしているということが、ここに特徴的に表れているわけであります。

私はそういう面ではせっかく徴収職員といふかなり強力な権限が与えられている方が41名もいるわけでありますし、また120人からの現金取扱員がいるわけでありますから、私はむしろこんなに多くなくても、もう少し専門的なプロフェッショナル集団を立ち上げて、やるべきだと思います。

そこで市長、そういう角度で私は質問しているわけですが、先ほど来、給食費なり教材費のことについては、校長先生なり先生に委託をしているということを行っているわけでありますし、保育園は、保育園の園長が収納業務にあたっているわけですが、今ここにあらためて言うまでもなく、学校のなかの教育環境を考えたときに、先生に給食費の未納や教材費の云々というのを取立て屋に回すほど、今学校現場で先生方は余裕がないと思うのです。

あるいは保育園長も今は昔と違ってゼロ歳児のような未満児保育を抱えながら、非常に大変な中で子どもさんの安全・安心を第一にかかげながら保育行政をしなければならないわけですから、この方々に滞納対策のお手数をかけさせるようなことであっては。

昔はそれはそれでのどかな時代はそれでいいのです。今はそうではありませんから、私はそういうものを含めて、一体的に専門的に。もちろん連絡的に各課と連携をすれば、専門的に取り組むというような体制を立ち上げなければならないのではないかとということで、一体的にどうですかと。それから全国の自治体の中でも、そういうことはなまやさしくないから、ひとつ本気で取り組むためにはどうですか、ということで提案ながら話をしているわけであります。

それから市民の皆さん、そういったいわゆる滞納のある方々のための生活相談、あるいは

納税相談・指導は、これからの市民センターの角度でやりなさるようでありますけれども、とてもとても今まで皆さん方が収納に出歩いてきて、そういう半分腰上げしたような意気込みで私は解決できる問題ではないと思うのです。

昨日、一昨日と市民センターはコールセンターだと、いろいろ言って何でも対応できると言いながら、では本当にこの生活苦の中で、あるいは納税意識がいろいろ多岐にわたっている中でそういう皆さんに、いや、それもできますよ、と言うほどの、私は簡単な問題ではないと思うのです。したがって、そういうことでつまり一元的に取り組んでもらわないとならないと、こういうことであります。

2 「空き住宅の活用・漏水料金の見直しを」についてその後の対応は

空き住宅については希望者がいないということ。私はまだあれ以来若干調べてみたら、ごくまだ真剣身が足りないと思いますが、これは希望者がいないということになればこれでやむを得ないわけであります。

漏水料金は、では伺いますが、この出した答えは評価しますが、私はできればせっかくですから、大和・六日町、あるいは南魚沼市・塩沢の合併年度に遡ってこれを適用してはどうですかということをご提案しながら答弁を願います。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

(午後2時50分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時20分)

議長 一般質問を続行いたします。

市長 1 本庁舎構想と財政健全化について

和田議員の再質問にお答えします。この収納対策といいますか収入の確保について、意欲が足りないのではないかと、こういうことでありますが、意欲は十分持っております。所信表明の中にほんの一言触れているだけだと、それはまあそうですけれども、あとどういうふうに触ればいいのかというのはわからないのです、やはり。それくらい複雑であります。

それから、達成率は先ほどちょっと申し上げましたように、収入、歳入の確保につきましては、初年度は50.9。2年度、今年度については48.2ということであります。これは初年度につきましてはこれからまた決算が出ますけれども、今は2年度で見込めないものをここにあげてもどうしようもありませんので、これは正直な数字をあげたところであります。

それで議員もご承知かと思っておりますけれども、内容は承知していないわけですね。内容は守秘義務ですのでお知らせしませんが、私たちの市のいわゆる税も含めた滞納が全部で19億円近くある。そのうち税金で13億円です。これに国保税が4億円入るわけですが、その13億円のうちの10億円が固定資産税なのです。その10億円のうちのまた相当部分が大口滞納者であります。

そしてここに例えば議員おっしゃったように強制的に差し押さえをしたりしますと、もうそれはそこでその事業者がほとんど終わりということなのです。では終わって差し押さえをして、

市が実際見入りがあるかと言いますと、ほとんどないわけでありまして。ほとんどない。ここに非常に苦慮しているわけでありまして。一般的に車に乗りまわして、それはけしからんということでロッキングしたり、それはできる可能性というのは若干あるかもわかりませんが、大半がこういうことです。

そうなりますと、これは本当に滞納していいなどということは絶対に言いませんけれども、やはり長い期間をかけてその方たちから少しずつでもいいからとにかく税金を納めてもらうという方向をもっていかないと、なかなかことは簡単に進まないということでありまして。

都税や県税というのは、非常にやりやすいと思います。しかし末端にいる市町村というのはなかなかそこがやりづらい部分もありまして、意欲は十分持っておりますし、納税相談等も含めて常に相談をしながら、少しでも多くの税金をきちんと納めてもらうようにという指導をしておりますけれども、はかばかしくないということだけは現状でありまして、意欲がないとか、力を抜いているということとはございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

一体的に取り組みという、これは先ほども触れましたように、例えば学校、保育園。学校の先生が非常に繁忙でということをご指摘いただきましたけれども、例えばこれを教育委員会の職員が、給食費だとかそういうものの収納にあたったとしましても、子どもの置かれている立場とか、親御さんの環境だとかそういう部分に全く触れていない者が、例えば給食費の未納があるから教育委員会の職員としてもらいに来ましたなどと言っても、これはなかなか効果はあがりません。保育園も同じであります。やはり実情をきちんと理解していないと、収納対策も実があがらないということでありまして。

ただ、学校の先生やあるいは保育園の保育士たちが、とてもそこまでやっていたら本来の業務に支障が出て困るということであれば、当然ですけれどもそれは一緒になってやらせていただきますし、本来業務に支障が出るようなことはいたしません。

ただ、今議員おっしゃっていただいたように、一体的に取り組みと言われても、これはなかなか取り組んでも実があがらないということですので、やはり目的別、性質別に分けてきちんと対応をしていく方がより効果があがるという判断であります。

庁舎、いわゆる市民センター方法の中での生活相談等に対応できるか。できます。するためにやっているわけでありまして。できるというつもりでやっていますので、業務が多すぎてとか、習熟度が非常に低くてなどということにならないように、目配りをしながら職員の配置もしておりますし、両センター長に予定されているお2人にも、そのことについては特に強く申し入れてあります。両センター長予定者からも、間違いなくきちんとやらせてもらうと。それは人間ですからたまに失敗やそういうことはありますけれども、総体的に、まずそう心配をしていただかなくても結構だろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 「空き住宅の活用・漏水料金の見直しを」についてその後の対応は

水道料金。合併前に遡ってというこれはひとつご勘弁をいただきたいと思います。はい、合併時のご勘弁いただきたい。その発生があって、それから話が出て、こういうかたちになっておりますけれども、これはやはり法律上でもうまくない・・・ということだそうです。規則上。(「特に市長が認めたときという」の声あり)今、具体的な例をとらえて、この人を救わなくてはならないためにやったというではありませんので、そういうことで今後、この冬からの部分に対応させていただくということで、それはひとつご理解いただきたいと思います。

和田英夫君 1 本庁舎構想と財政健全化について

いわゆる今までの滞納対策の延長線上でこれからもいくということなのですね。それは収納対策室からいわゆる税務課に入るけれど。しかしその流れの中でこういう額が残っているわけですから、私は通常のやり方ではなかなか効果が出ないから、新しいやはり発想で取り組むべきだということで、全国でも一体的に対策本部を立ち上げながらやっているが、その辺の事例も考えながらやるべきだということを、提案しながら、老婆心ながら心配しているわけであります。

先ほど市長も言ったように、例えば今のこれから4月からの体制でやるときには、片一方でここにこの納税の係がいて、片一方で鬼の取立て屋がいるという、こういう混住した中でやらなければならないのです。市民生活部というのは、これからのものは健やか、安心、ほがらかな市民生活部の中の税務課なんです。だからそこへ某鬼の取立て業務というのは、これは市長がいつも言っている、なじまない雰囲気なんです。だから私はここはプロフェッショナル的な組織で取り組むという方法を考えていいのではないかと、ということで提案をしているわけであります。時間がないので、ぜひこれは、市民センターでできると断言したわけですので、半年か1年これは見ながらぜひはりきっていただきたいわけでありますけれども。

将来的には今の延長線よりも新しいスタイルの専門的な集団を作って、そして分析しながら。しかし、そうして専門的に分析して、先ほど市長が言ったように、こういう皆さんはやむを得なかった、あるいはこういう皆さんからこういうふうに払っていただいと。こういうわかりやすい情報を、いわゆる昨日から言っている95パーセント以上の真面目な納税者が理解、納得できる情報をやはり出していただかなければならないわけですから。そのためには今までの延長線上で、だろう、・・・だけでは私はだめだということ。

もうひとつは、先ほど先生方や保育園の園長さんにそういう取立て業的なものはさせない方がいいのではないかと、ひとつの私の考え方とすれば、これはやはりずっと言われているように、保育園なり小学校、いわゆるこれは子育てにそれぞれの部署部署で専門に取り組んでいただくという。これは逆に言えば、そういう収納業務を専門チームでもって賄っていただくということは子育て支援という角度からもそれは生きてくるのです。

保育園は保育に十分取り組む。先生方は教育に取り組む。そこに本来の業務でない取立て業など任せなくていいと、こういう角度でも私は統一的な、専門的なチームを検討しながら

取り組んでいくという。これも4月からというわけにはいかないわけですが、これまでの延長線上では、なかなかこういったような大金が残るし、先ほど市長も言ったように難しさもあるわけですから、ぜひこの辺は検討を。市長は時計なんか見なくていい。これからの検討としてやはりやるべきだというふうに思います。質問を終わります。

市長 老婆心ながら時間が気になりまして、オーバーしては困るがなと思って見ていたのです。

1 本庁舎構想と財政健全化について

収納対策にあたる収税部分、2係ですね。これはにこにこ納税はわかりますけれども、いくら市民部のなかが全部にこにこであっても、ここは鬼になっていただかなければならないわけでありまして。いやいや、これはその部署にいて、そして税務課と連携をしながらやはりやっていかなければだめです。税務課の中で実情をきちんと把握してやらないと、ただ、ただ取り立て専門、これは収納嘱託員という方もいますけれどもね、これは全く取り立て専門ですが、税金を納めなければならないのだということを広くやはり皆さん方にきちんと、特に若い皆さん方でありまして、わかっているようなことも含めてやっていただきますので。

全く別個に離して鬼の編成チームだけなんてことには、なかなか私たちの市ではいけないというふうに思っておりますが、ご意見でありますのでまた職員の方ともいろいろ相談はしてみたいと思っております。

それから教員と保育士でありますけれども、こういうことも含めて子育てにきちんとあてていかなければならないとか、こういうことも含めて教育にあてていかなければならない。そういう観点もあるわけですから、全くその現場がわからない人が、お前のところは給食費が未納だから取りに来たなんてそれは絶対だめだと思います。

いくら和田議員からおっしゃっていただいても、それは私は検討しますということは申し上げられませんが現状でやらせていただいて、また欠陥があれば徐々に修正はしていくということでもあります。そういうことです。ただ、繁忙でそういう手間もない、暇もないということであれば、それはきちんとお手伝いはさせていただきます。

もうひとつ言いますけれども、保育園は今年からいわゆる事務系のことについては、係長級の男性の職員を各地域毎に全部配置しまして、園長さんがやっていた事務系の方は全部今度は男性職員の係長がやることになりますから、今まで以上に保育園の園長はいわゆる保育業務に専念をしてもらおうということです。

その保育業務の中には、子どもたちのことも考えて、いわゆるそういう未納部分があったりしましたら、それもやはり子どもを傷つけてはならないわけですから、それは子育て支援のひとつだと思っております。どうしてもやはり現場のわかる方が担当しないと、私はだめだと思っております。以上であります。

議長 質問順位23番、議席番号22番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして2点ほど質問させていただきます。待ちくたびれ

てちょっと声が出づらいですけれども、ご容赦願いたいと思います。

1 学区の再編について

まず1点目は学区の再編についてであります。私は去る6日の日に市内の中学校の卒業式がありまして、ご招待いただき出席をしてきました。私は出るたびに感じてくることですが、本当に若い人たちから元気をもろうというふうに、自分も元気になりますし、また若い卒業生、あるいは在校生がこれから本当にこの地域を背負っていただきたいと、そんな思いを強く持つところでもあります。

そして私たちは今、議員という中で、次代を担うこの若い子どもたち、あるいは小学生も含めてですけれども、この人たちの教育環境をどう整備をしていくか。それが私たちに課せられた役割だろうというふうに思っています。

ようやく19年度から教育委員会で、学区の再編というか見直しをされるということでもありますけれども、私はいくら教育であっても当然財政を無視した再編、検討というのはないだろうというふうに思っているわけです。教育委員会でこれから始まる中で、具体的に基本的な考え方、あるいは手法、あるいはいつ頃をめどに、というようなことでお聞きをいたしたいと思っております。

2 入札制度の改革について

2点目につきましては、入札制度の改革ということでもあります。昨年、それこそ知事が相次いで逮捕されたということを受けて談合防止というようなことで、国は競争入札、一般競争入札を導入しろということ決定をされ、通知をこれから下ろしてくるというふうに聞いています。ただ、ではそれが全く制限もない中で一般競争入札をやれということになると、私はそれについてはいささかのやはり疑義を持っているところであります。

南魚沼市は今、一般競争入札の割合は、制限付きということでもありますけれども、先ほど誰かの質問の中でありましたが、この市に本社がある、あるいは営業所を持っている、あるいは工事によって、あるいはその業者のランクによって住み分けをして、制限をして、そして一般競争入札というかたちでやっているわけですが、その割合が77パーセントであります。

私は、入札というものは地域経済の循環というその意味からして、この数字というのは本当に評価をしていい数字であろうというふうに思っています。しかし一方で落札率を見れば95パーセント、96パーセントという数字であります。今、1年間でその工事のお金を合計すると、大体30億円前後のお金であります。仮に1パーセントをそれが下がることによって単純に計算をすれば、3,000万円ものお金がそこに出てくるわけであります。

そうしたことによって新しいまた市民要望に応えていくことも、私はできるのではないかと。そういう意味で市長のお考えをお聞きをいたします。以上2点をお聞きいたします。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

1 学区の再編について

1点目につきましては教育長から後ほど答弁いたします。

2 入札制度の改革について

入札制度改革。これは総務省の方ではもう全て制限なしの一般競争入札にしるというようなお話しが出ておりますけれども、今、議員おっしゃったように、首都圏や大都市であればそういうことは可能かもわかりませんが、私どもの地域ではそれはとてもやっているとありませんし、地元のやはり産業を育成するという意味も含めて、100パーセントの制限なしの一般競争入札というのは考えられない。そうしない方向でやらせていただきますが、しかしながら公平に、公正に入札をやっていたかなければならないわけであり

ます。初日だったかにもちょっと触れましたが、95パーセントという落札率。これにつきましては、新聞、テレビ等とはとにかく低ければいい、低ければいいという方向でやっております、長野県などが一番いい例でありますけれども。これはアメリカはそうしているとかという話がありますけれども、初日に申し上げましたように、国土交通省の事務次官までお務めいただいた方のお話しによりますと、アメリカは95パーセント前後は主流だと。なぜかと言いますと、やはりきちんとしたまず対応はしていただかなければならない。下請けも関連業者もその中できちんと生きていけるような、そういうことを考えますとその辺が一番妥当だし、いわゆる先進的なアメリカであってもそういうことなのです、というお話しをいただきました。

ただ、高止まりでいいなどと思っておりますし、この落札率そのものにつきましても、例えば設計価格に対して、予定価格を設定するわけでありまして、この予定価格を高く設定してもまたいわゆる落札率が上がるとか、低くすればまた同じような率でいるというようなことになると、これはちょっと、何ていいますか談合とは言いませんけれども、非常にそういう心配が出てくるわけでありまして。

今のところはあまり率的なことを変えてはおりませんが、今後はそういう工夫も若干やりながら、業界の皆さん方にやはり公平にやっていただくと。そして公正にやっていただく、このことも含め、当然ですけれども私たち職員も含めて、これについては毅然とした対応をしていかなければならないと思っております。

この改革はまだこれからいろいろ手立てもあろうかと思っておりますので、それらを十分検討しながら、皆さん方に納得していただけるような、そういう入札制度にしていきたい。おっしゃったように30億円の1パーセントでも3,000万円であります。これが本来本当に必要ないお金だとすれば大変なことですので、その辺に十分、意を置きながらきちんとした対応をとらせていただきますので、また今後ともよろしくお願い申し上げます。以上であります。

教 育 長 1 学区の再編について

笠原喜一郎議員の質問にお答え申し上げます。教育委員会といたしましては、財政も大切でありますけれども、一方ではやはり地域の理解、そしてもうひとつ何といたってもその教育効果というふうなことを考えながらこの見直しには取り組んでまいりたい。このように考え

ております。

そこでおたずねの手順、期間等ではありますが、平成19年度のなるべく早い機会に、この検討会を作りたいと思っております。まだ具体的な構想がまとまっておりませんので、研究会というふうなかたちにするか、審議会というふうなかたちにするか未定ではありますが、それぞれの学区の将来像についての研究も始めてまいりたいと思っております。

この検討会にはメンバーといたしまして、今考えておりますのは、学校教育関係の代表、それからPTA保護者の代表、それから行政区長の代表、有識者、ここには議会議員の皆様の中からもどなたかから入っていただこうかということも考えております。そして市民からの公募というふうなものもやってみたいと思っております。かと申しまして、あまり大勢になりましてもなかなか会の運営がむずかしいかと思っておりますので、約20人前後のメンバーで検討に入りたいと思っております。

児童・生徒数の動向。これが19年度に入りますと3月末までに誕生した子どもたちの人数までわかるわけでありますから、少なくとも今現在把握できる児童・生徒数をやはりベースに置きながら検討をしてまいりたいと思います。

そんなわけでございますが、最初に申し上げました教育的教育効果、あるいは教育的視点を基本に、通学距離、時間、地域のつながり、歴史など総合的に検討してまいりたいと思います。ですが、当然のことながら財政面を無視した議論はできないだろうと、このように思っております。

検討期間は平成19年、20年の2カ年くらいで成案を得たいと、そのように考えておるところであります。以上です。

笠原喜一郎君 1 学区の再編について

まず最初に学区の方からお聞きをいたします。私は具体的にあげて質問をしないつもりだったのですけれども、今日の朝、関 榮一さんの表彰がありました。関さんの挨拶の中で、78年間生きてきた中で、少しでもやはりこの地域をよくするために頑張ってきた、というような話がありました。それは、関さんは関さんなりの立場で頑張ってきました。ここにいる職員、あるいは我々もやはりそういう立場でよくしていきたいという思いを持っています。

学区の再編、あるいは学校建設というのは、多分自分が議員にいるときに日の目を見ることではないというふうに思っているのです。10年先、あるいはもっと先の話であるかもしれない。だからこそ今いる我々は未来の責任、というようなことでこれからちょっと質問をさせていただきたいです。

私がこの学区の再編を今年の3月にも、そして9月だったかと思いましたが、2回とりあげさせてもらいました。それは最初はやはり児童数、生徒数が減少しているということに対してどういうふうに思っているかと。9月のときは、五十沢小学校とそして西五十沢小学校を統合して、小中連携で新しい場所に、という話があった。その教育委員会が出したことに對して、市長は、あがってきたことについては評価をしたいという話をしていました。私は先ほど言ったように、将来の責任ある立場に今いる我々が、果たしてそのことが正しい

判断なのだろうかという思いはあるのです。

というのは、先ほど教育長が言われたように、一番はやはり教育的効果なのです。五十沢小学校と西五十沢小学校を合併をするときの一番の理由というのは、やはり小中連携の学校を作っていきたいということがありました。私は、小中連携というが9年間を通して教育をやるということ、そのことについては全く異論はないところであります。

しかし、先ほど言いましたけれども、五十沢中学校の生徒数を見たときに、平成28年度という中では、102人という数字なのです。わずかクラス数も全校で4クラスしかない。私はそのことが果たしていいことかということを考えているのです。小中連携をつくるということは、それはもう中学校はそのまま行くという前提であろうと思っています。

塩沢中学校、そして大和中学校、昔は大規模校と言われていました。しかし28年になれば大和中学校でも3×4の12クラスです。決して大規模校ではありません。また塩沢中学校でも13クラスであります。我々が中学校のときは城内中学校でさえも12クラスあったわけです。ですから私はもう大規模校という意味でなくて、適正な規模になってきたというふうに思っています。

そういう中で、では五十沢中学校、城内中学校、大巻中学校を、果たしてこのままの本当に100人規模でいくことが正しい選択であるかということになったときに、私の中ではやはりそれは違おうだろうという思いを持っています。ですからこの前あがったような小中連携、それは私は当然いいことであります。しかし、中学校をそのままにしていこうということが果たしていいかということになると、先ほど言ったように、将来に我々は責任を持つ立場とすれば、果たして正しい判断であるというふうに私は思っていない。

そこでであります。そこでしかし、昨年10月だか11月に、市長とそして教育長は五十沢地区に出られて、そしてこの西五十沢小学校と五十沢小学校を統合して、中学校の近くに校舎を建てて、そして先ほど言ったような小中連携をしたいという話がありました。しかし、私はさっき言ったような中で、果たしてそれが可能かと、果たして正しいかという部分も持っています。

そしてもうひとつはやはり財政的な部分であります。大崎小学校の体育館が19年度建設になりますけれども、これは3億5,000万円です。ではそれに今度本当に今言われたようなことを五十沢中学校の脇でやるときに、土地を買わなくてはならない。校舎も建てなくてはならない。体育館も。私は果たしてそれが正しいことかなというふうに思っております。

しかし、しかしであります。先ほど言ったように、市長が出、教育長が出て、地域で説明をされた中で、皆さん方が私はそれをころっと変えるということはもうなかなか難しいというふうに思っています。

そこで私の中では、先ほど中学校の話をしましたけれども、城内中学校と五十沢中学校と大巻中学校は、足しても320人くらいにはしかならないのです、28年です。私はこのことを早い時期にやるのが、教育的効果を高める一番の道だというふうに思っています。

そうしたときに五十沢中学校と大巻中学校は空くわけですから、そこに五十沢小学校と西五十沢小学校の生徒から入っていただく。大巻中学校には大巻小学校と五日町小学校の方から入っていただく。そういうふうなことを考えながら、学区の再編というのもやはりやっていくべきかなというふうに自分なりに思っています。

とにかく先ほど教育長が言われたように、学校、子どもたちの教育環境がどうあるか。そのことに私は一番心を置くべきだというふうに思っていますし、しかし、財政もあります。そういう意味で私はひとつの試案として、今述べたところでありますけれども、そういうことをぜひ検討会の中で検討いただければというふうに思っています。

2 入札制度の改革について

それから入札制度改革でありますけれども、市長が言われたように、当然、制限付きの部分については、私はそれでいいというふうに思っています。ただ、95パーセント云々という話の中で、市はこの公債費負担適正化計画、あるいは行政改革大綱、集中改革プラン、あるいは財政健全化計画、いろいろなプランを作りました。しかしその中に私が見る限りでは、入札制度を見直すと、改革をする、というその文言というのではないというふうに思っているのです。

この財政健全化の中で、今までだったら聖域と言われた職員の人件費のところまで、きちんとメスを入れてやろうというのであれば、この入札制度というのもそれもひとつの聖域だったわけでありまして。そこにやはり自分たちできちんと改革をしていくという、私はそこに口ではなくて、きちんと行動を起こすというか本気度を私はそこで見たいというふうに思っているわけです。

寺口議員でしたかの質問の中で、19年度できなくて、3本から5本の市道を先送りしたというような話があったわけですが、そういうふうな工夫をする中で、住民要望に応えていけるというふうに思っています。

それから予定価格と制限価格というのが当然あります。その制限価格の範囲であれば、本来ならば仕事がきちんとした対応ができるということで制限価格を設けているわけですから。それ以下というのは当然危ないですよ、きちんとした仕事ができないかもしれないということで、制限価格を設けているわけです。私はその中でやはりある程度入札制度の改革をしながら、そして浮いた財政で住民要望に応えていくというその姿勢というのは、これだけいろいろなプランを出した中では、当然あって然るべきかなというふうに思っていますが、以上2点をお聞きをいたします。

市長 2 入札制度の改革について

いわゆる入札制度の改革。これは直接私もは財政健全化に結び付けるという、結び付くというものではないという。結果としてそれは例えば落札率が下がったり、それはそれとして出てくるのでしようけれども、これをもって財政健全化にあてようという考え方はちょっとできないということでありまして。

そこでいろいろ今までもやってきたわけでありましてね、価格の事前公表も含めたり。そう

いうことをやって、それなりの成果は出ている。これからまたどういう方法があるか。まだなかなか新しい方法もそれこそ国の方からああいう方法もある、こういうこともあるというのが出てきておりますので、それが我々地域として受け入れられるものかどうか。これらも検討しながら改革を進めていくということであります。

ですので、今までのその健全化だとかそういうことの中に、このことをもって例えば財政健全化にあてますということは触れておりませんが、それはご理解をいただけたらと思っております。

それからいわゆる制限価格というのは、そこまで落としたって仕事がやれるからという、そういう意味あいも若干あるかもしれませんが、これはもうレッドゾーンですと。それ以下になれば絶対、いわゆる品質の保証もなかなかできないという。ただ、業界によっては、業者によっては自社努力でそこまでやるのだということを書いてくれる方もいるという部分もありまして、そこまで落ちてもいいのだからその制限価格と、そういう意味でとられますと、では今度は制限価格というのはいわゆる予定価格の方にあがってしまうわけですので、その範囲であればなんとかやれるという、そういうふうにご理解いただきたい。

95パーセントが良い、悪いということではありませんが、先ほど申し上げましたのは、新聞、テレビ等では低ければ低いほどいいというようなそういう状況がありますけれども、決してそういうものではないだろう。

特に、関連業者、下請け業者、これらはどうしても相当な辛い部分を強いられるわけありますのでそういう育成も含めれば、適正価格というのがではどこなのだとわれればちょっとわかりませんが、99だとか、98だとかそういうことにならないようには気をつけていかなければならないと思っております。

いろいろ改革の方は検討しながら進めてまいりますし、結果として財政の方に寄与していただけた部分も当然あるわけありますので、その辺は十分理解を示しながらやっていきたいと思っております。

教 育 長 1 学区の再編について

お答えいたします。ただ今のご指摘の中にもありましたように、昨年秋に私ども教育委員会は五十沢地区で何回か懇談会、説明会をもちました。その中で、統合することについてはおおかたからご理解を得られたというふうに私としては思っております。ただ、いろいろなご希望をそれぞれお持ちです。

その中で、ここでひとつなるほどなと思ったのは、私は確かに小中連携、強固な連携、緊密な連携、もしくは一貫というふうなことで今現在、五十沢地区の抱えている課題に対応しようというふうに、今も思っております。しかし、その説明会、懇談会においていただいた保護者の皆さんのなかからは、「部活動もいろいろ制限を受けるし」というふうな声も現実にあったわけあります。

したがって、そのときの約束では田植えでも終わったら、この地域の教育、子どもたち、どういう子どもたちを育てたい。それにはどういう教育をしたい。そのためにはどうい

う学校が望ましいと。こういったふうなことを自由に言い合える、そういう会を作ろうではありませんかと。こうすることでその懇談会は締めくくってあるわけでありませう。

したがいまして、これからそれこそ田植えでも終わりましたら、五十沢地区でこの会を行います。その中でまた自由なご意見を伺いたいと思いますし、その折に議員から提案があった、こういう考え方についてもあるのですよ、ということは紹介してまいりたいと、このように思っております。

小中一貫と言いましても、長所もあれば短所もあるだろうと思います。そして議員から今お話しいただきましたように、この3つを寄せましても大規模校ではないというこれもそのとおりだと思います。ただ、単純に生徒数、学級数だけで割り切っているものかどうかというところもまた現実に問題としてあるわけですので、それぞれの関係地域で十分議論をいただいで理解の得られる方向で進んでまいりたいと、このように思っております。以上であります。

笠原喜一郎君 1 学区の再編について

学区につきましては、今、教育長から答弁いただきましたように、私が思っていたよりもまだ柔軟的なのかなという思いを今感じました。本当にそういうことで、やはりいろいろな声を聞きながら将来にわたって過ちのない判断を、我々もそうですけれども、教育委員会もまたやっていただきたいということをお願いしておきます。

2 入札制度の改革について

それから入札制度のことで市長にですけれども、確かに私は入札制度というのは2つの面があると思うのです。ひとつは先ほど言ったように、地域経済の循環という意味もあります。それは先ほど言った制限付き云々という部分で私はいいのだろうと思います。

しかし一方、限られた予算を、予算というか市民からいただいた税金を、では有効に最小な経費で最大の効果をあげるという、その部分も私はやはり大事な入札制度の意味を持っていると思っております。

では、どちらを重視するかということになれば、私はやはりそのお金を有効に、最小の経費で最大の効果をあげるという部分に、行政とすればやはり力点を置くべきだろうというふうに思っています。そういう気持ちを持った中で、これからの行政執行にあたっていただきたいというふうにお願いをするところであります。以上です。

議 長 答弁はいいですか。

笠原喜一郎君 いいです。

議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。

議 長 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月15日、午前9時30分より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後4時00分)